

会議録
令和2年第4回更別村議会定例会
第1日（令和2年12月10日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第76号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件
- 第 8 議案第77号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第78号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第79号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第80号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件
- 第12 議案第81号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
- 第13 議案第82号 十勝圏複合事務組合理約の変更の件
- 第14 議案第83号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第15 議案第84号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件
- 第16 議案第85号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第17 議案第86号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第18 議案第87号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第19 議案第88号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	農 業 委 員 会 長	道 見 克 浩
代 表 監 査 委 員	笠 原 幸 宏	会 計 管 理 者	安 部 昭 彦
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	女 ヶ 澤 廣 美
企 画 政 策 課 長	佐 藤 敬 貴	企 画 政 策 課 参 事	高 田 大 資
産 業 課 長	本 内 秀 明	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 達 弥
建 設 水 道 課 長	佐 藤 成 芳	保 健 福 祉 課 長	新 関 保
子 育 て 応 援 課 長	石 川 亮	診 療 所 事 務 長	酒 井 智 寛
教 育 委 員 会 教 育 次 長	小 林 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 上 祐 明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	高 瀬 大 輔
書 記	加 藤 廣 衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発症から早くも1年が経過しました。世界的なパンデミックを引き起こし、いまだに感染の広がりが収まらない極めて憂慮すべき危機的な状況が続いております。今後とも道内、管内での感染状況の推移に注意をしながら、気を緩めることなく感染防止、拡大防止にしっかりと取り組んでまいる所存であります。

さて、本村基幹産業の農業であります。本年9月の天候不順と長雨による菜豆類への影響が大きく、色流れや腐敗等による収穫量の減少や品質低下を招くなど、甚大な被害をもたらしました。さらには、現在感染症拡大が懸念される新型コロナウイルス感染症の影響による農畜産物全般の販売、相場、市場価格の下落により、農業者は経営に多大な打撃を受けているところであります。このようなことから、これまでJAさらべつさんとも協議を進めているところでありますが、今般村に対しての支援要請等があり、生産者の農業経営の維持、継続、安定化に向け、利子補給等の支援策を講ずることといたしました。今後農産物の価格や共済金等の支給状況等の動向を見定め、必要に応じて新たな支援策についても検討してまいりたいと考えております。また、農業を巡る国際的な情勢は依然として厳しい状況が続いておりますが、生産者の皆様のこれまでの生産、経営努力に報いるためにも、引き続き本村の基幹産業である農業の基盤整備やさらなる振興と充実に努めてまいりたいと考えております。

新過疎法を巡る状況であります。私自身11月9日、10日、過疎地域指定除外見込みである道内13市町村の首長、また道の関係者による中央要請、同月20日に高木議長と共に新過疎法総決起大会に参加、また同月30日と12月1日には同じく関係市町村による議会意見書、決議等を持参をしての中央要請活動に高木議長と西海副村長が参加をしております。今月中にも自由民主党の大綱が決定される重大局面を迎えており、引き続き過疎対策事業債による財源措置を関係自治体や道と連携を密にしながら、危機感とスピード感を持って国に対して強く働きかけを行っているところであります。昨日のマスコミ報道と関係者からの情報によりますと、現時点で引き続き本村が過疎指定を継続できる見通しであるとの新たな報告がありました。本年春より過疎地域指定除外の議論がされていることで、本年3月より再三にわたり中央要請を重ねてまいりましたが、今回過疎地域指定継続の見通しというこ

とで、これが事実とすればとてもうれしく思います。また、議会の皆様には意見書の採択など、非常にその皆様のおかげと心より感謝をしております。しかしながら、今後の動向にも最大限の注視をしながら、健全な財政運営に努め、山積する課題の解決と第6期総合計画に登載された事業や施策を完遂するため、職員の英知を結集し、全力で取り組んでいく所存であります。

また、おじいちゃん、おばあちゃんのQOL、生活の質日本一のスローガンの下、本村の課題をAIやICTなど高度最先端技術を駆使して解決を目指す国家戦略特区、スーパーシティ構想であります。いよいよエリア選定に向けた申請時期が迫ってまいりました。20年後、30年後の豊かで持続可能な更別村の実現を目指すためにも、これまで以上に国の各省市庁や道、さらには参入を希望されている企業、研究団体との密接な連携の下、村民の皆様への十分な説明を通してご理解とご協力を得ながら、しっかりと取り組んでまいり所存であります。

本定例会におきましては、条例等の制定、改正案件4件、更別村指定管理者指定の件1件、ほか2件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算の件6件、合わせて13件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、松橋さん、5番、太田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月3日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等に

ついて慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月16日までの7日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの7日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田産業文教常任委員長。

○太田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務継続調査の報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、令和2年11月11日水曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、新型コロナウイルス感染症に対する教育環境の現状について。

4、経過、委員5名により、調査事項について教育委員会事務局、教育次長及び指導参事の出席を求め、調査を行った。

5、調査の結果、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休業が令和元年度累計27日間、令和2年度累計42日間、通算で69日間あり、休業中は課題配布、電話や分散登校で心身健康状態の把握等に務め、保護者からも理解を得て進めていました。学習の遅れも懸念されましたが、計画の見直しや学習指導員やスクールサポートスタッフの配置などもあり、現時点での授業進度に遅れはないとのことでした。

学校生活の感染症対策として、生徒には体温測定、健康観察カードを記入してもらい、マスク着用、手洗い、せきエチケット、換気、身体的距離の確保、感染リスクの高いと思われ

る教科は見合せや時間の短縮など工夫して実施されています。給食の時間なども机の上にハンカチなどを置き、常時使用できるよう、せきエチケットに配慮する指導を行っており、向かい合わせには座らず、会話は控えるようにし、学校内で発熱症状が見られた場合は自宅休養を指導されています。また、放課後には教職員で消毒作業を行っており、スクールバスでも間隔を空けることや消毒することなど対応されています。感染症対策として生徒も先生も一人一人が高い意識を持ち、質の高い対策が見受けられます。清潔な空間を保ち、健康的な生活で免疫力を高めることに徐々にシフトしていますが、予断を許す状況にはありません。新型コロナウイルス感染症の影響でICT環境状況の整備が前倒しになり、GIGAスクール構想も進む中、オンラインに対応した勉強学習スタイルを構築していくところですが、通信環境に関する課題や生徒への指導体制など基準の明確化が必要です。

今後新型コロナウイルスの状況下でいつ、どのような不測の事態に陥るか分かりません。継続した感染症対策の徹底、感染者が出たときの対応、オンライン学習の構築など、教育委員会と学校が連携し、苦境を乗り越え、子どもたちが安心して通い、学べる学校づくりを確立していくことが求められます。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第76号

○議長 日程第7、議案第76号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第76号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件であります。

更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が公布されたことに伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例により選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を選挙公営の対象とすることが可能とされたことから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用のポスターの作成の公営に関して必要な事項を定めるものであります。

別途資料を提出しております。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、公職選挙法の一部を改正する法律の内容についてご説明をいたします。このたびの法改正につきましては、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われております。このうち、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大に関し、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成につき、条例による選挙公営の対象とされたことから、本条例を制定しようとするものでございます。なお、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成のいずれにおいても、供託物が没収される候補者には適用されないということになります。

それでは、1ページおめぐりいただきまして、条例本文についてご説明をいたします。

第1条は、趣旨について規定をしております。公職選挙法の規定により、更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公営に関して必要な事項を定めることとしております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公営について規定しており、更別村議会議員及び更別村長の選挙における候補者は、6万4,500円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期

日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができることとしております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について規定しておりまして、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

次のページをお開きください。第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について規定しており、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額を規定しております。

次のページをお開きください。第5条は、契約の指定について規定しております。選挙運動用自動車の使用に関し複数の契約がある場合は、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することはできないことを規定しております。

第6条では、選挙運動用ビラの作成の公営について規定しております。

第7条では、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について規定しており、選挙運動用ビラ作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会への届出を義務づけているところでございます。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について規定しており、ビラ作成費用について公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めております。

次のページをお開きください。第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公営について規定しており、公費負担の対象となるのはポスター掲示場に掲示するポスターということになります。

第10条では、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について規定しており、選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会への届出を義務づけているものでございます。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について規定しており、ポスター作成費用について公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めております。

次のページをお開きください。第12条は、委任規定でございます。

附則第1項は、この条例の施行期日を公布の日と規定するものでございます。

附則第2項は、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることを規定するものでございます。

なお、議案資料として更別村選挙管理委員会が策定を予定しております更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程(案)を提出しております。本条例の施行に関し必要な事項を定めるもので、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用

ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に関し、契約締結の届出、公費負担に関する確認申請等、確認書の提出、証明書等の提出、請求書の提出等、必要な事項について規定をしておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第8 議案第77号

○議 長 日程第8、議案第77号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第77号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例(昭和52年更別村条例第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、国民健康保険税の減額に係る所得の基準につきまして、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるものであります。

(2)といたしまして、国民健康保険税の減額に係る所得の基準額に納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者及び公的年金に係る所得を有する者の数によって計算される金額を加算するものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行令が改正されたことによりますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことになりましたので、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざるを得ない影響や不利益が生じないように、所要の見直しを行うものでございます。また、一定の給与所得者等が2人以上の世帯につきましては、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しを行うものでございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、次のページをお開きください。国民健康保険税の減額、第15条第1項につきましては、低所得者のいわゆる7割軽減基準額について規定をしておりますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について基礎控除額相当分の基準額を現行の下線部「33万円」から「43万円」に引き上げるものでございます。また、被保険者のうち給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計人数が2人以上の場合にあっては、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。なお、給与所得を有する者につきましては、給与所得控除額の控除を受けた者で給与等の収入額が55万円を超える者に限り、また公的年金等に係る所得を有する者につきましては、公的年金等の控除額の控除を受けた者で65歳未満は収入額60万円を超える者、また65歳以上は収入額110万円を超える者に限るとなっております。

次のページをお開きください。第2号はいわゆる5割軽減基準額について、第3号は2割軽減基準額について規定をしておりますが、ともに基礎控除相当額分の基準額を現行の下線部「33万円」から「43万円」に引き上げるものでございます。また、2号、3号ともに、給与所得者等の数が2人以上の場合にあっては、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

次に、附則、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、次のページをお開きください。第2項につきましては、年齢65歳以上である者の課税の特例でございますが、山林所得金額を加え、「110万円」を「125万円」へ改め、また法律改正に伴い、文言等の整理を行うものでございます。

最後に、附則、施行期日ですが、この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

次に、適用区分ですが、この条例の規定は、令和3年度以後の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までについては、なお従前の例によるものになってございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第77号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第78号

- 議 長 日程第9、議案第78号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第78号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村後期高齢者医療に関する条例(平成20年更別村条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)及び地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の改正等に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、関連する文言等について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きいただきたいというふうに思います。次のページは、一部を改正する条例であります。新旧対照表でご説明を申し上げます。

延滞金の附則の前の本則での割合は、年14.6パーセント、納期限後1か月内は年7.3パーセントになっております。そこで、附則の見出し、延滞金の割合の特例ということで、第2条でその特例につきまして規定しておりますけれども、租税特別措置法の改正によりまして、現行では特例基準割合での文言に下線部になっておりますが、改正後はこれが特例が延滞金特例基準割合による改正特例ということで、第2条の下線部、3行目にあります各年の延滞金特例基準割合、その前文にあります「14.6パーセントの割合及び」という文言、その

以降につきまして下線部のとおり文言を改めさせていただくということであり、文言整理をしたものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと確認だけさせてください。

今般の文言の整理ということで、基本的には延滞金の処理の方法についての基本原則があると思うのですが、実質的に後期高齢者の医療負担の分の徴収に関わる分の延滞ということで解釈しているのですが、実質的に、残念ながらといいますか、そういう実態があるかなというふうには思うのですが、実態的にどうなるかということと、この延滞金の徴収に当たっての財源措置、処理方法、経理といいますか、その処理方法についてどのように処理しているのか、ちょっとご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 通常延滞金につきましては、経理上は歳入の中で現年分と延滞金というようなことで予算、延滞金については科目存置的な扱いにはなっていますが、そのような科目で設定しておりますので、延滞金が発生して、徴収ということになればそちらの科目で受けるということですし、通常延滞金はそちらに入るような形になると思います。滞納分につきましては、同じく歳入で予算を見ているので、その分は単純に財源不足にはなってきますので、その分は当然徴収に努めて健全な財政運営というようなことで考えているということになるかと思えます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。確かに延滞金が発生をするという形になりますと、徴収の部分で延滞金の徴収も含めて基本的に医療費の徴収も含めてという大変ご苦労いただく形になると思うのですが、そういう部分が実質的にはないというのが一番ベストなのでしょうけれども、そういう点の今説明いただきましたけれども、科目も設定してということで適正な徴収であってほしいというふうに要望しておきたいと思えます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第78号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第79号

○議 長 日程第10、議案第79号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。

○村 長 議案第79号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。
更別村介護保険条例(平成12年更別村条例第14号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)及び地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の改正等に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、関連する文言等について所要の改正をするものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村介護保険条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表でご説明を申し上げます。

附則の前ですが、延滞金の本則での割合は、年14.6パーセント、納期限後1か月内は年7.3パーセントとなっております。そのことから、附則にまいりまして、附則、見出し、延滞金の割合等の特例、第6条につきましてその特例について規定しておりますけれども、租税特別措置法等の改正により、現行では特例基準割合となっておりますけれども、改正後は延滞金特例基準割合ということで特例に改められましたことから、文言の整理をしたものであります。文言整理につきましては、現行の附則の下線部から改正後の6条の下線部について加除したものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第79号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第80号

○議 長 日程第11、議案第80号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件であります。

更別村地域創造複合施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

1として、管理を行わせる公の施設の名称、更別村地域創造複合施設（地域創造センター、地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館）であります。

2として、指定管理者となる団体の名称、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏であります。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成

17年更別村条例第19号)に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、別添で資料を提出しておりますので、そちらでご説明を申し上げます。資料のほうをお開きをいただきたいと思っております。資料(議案第80号)、1、公の施設の名称及び所在地、名称につきましては更別村地域創造複合施設(地域創造センター、地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館)であります。所在地、更別村字更別南1線93番地38であります。

募集概要、(1)、応募資格、北海道内に事務所又は事業所を有する団体であること(法人格の有無は問わない)。

(2)、応募条件、更別村地域創造複合施設を管理運営することができる団体であること。

3、指定管理者候補者、(1)、選定対象団体、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏、ORIGAMI Lab. 合同会社代表、檀上祐樹氏、一般社団法人北海道熱中開拓機構代表理事、木野村英明氏であります。

(2)、候補者の団体、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏であります。

4、候補者選定過程、(1)、第1回指定管理者選定委員会、日時、令和2年9月7日月曜日15時30分から17時15分であります。内容、指定管理者募集要項の検討、公募方法の確認、申請書様式、選定基準、審査項目の審査であります。

次のページにまいります(2)、募集説明会、日時、令和2年9月28日月曜日14時から16時。出席団体数、6団体。

(3)、受付期間、令和2年10月5日月曜日から令和2年10月28日水曜日まで。

(4)、第2回指定管理者選定委員会、日時、令和2年11月9日月曜日10時から11時半。内容、申請書の内容確認。

(5)、第3回指定管理者選定委員会、日時、令和2年11月24日火曜日9時より16時10分。内容、面接選定。ORIGAMI Lab. 合同会社につきましては、辞退申出がありました。

5番、審査方法、(1)、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員8名(内、民間有識者1名)による審査とする。

(2)、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とする。

(3)、各委員の採点の合計点数(800点満点)により審査結果とする。

(4)、選定水準は、合計点数480点以上とする。

次のページにまいります。6、審査結果につきましては、選定基準、審査事項、審査項目につきましてはそれぞれ記載をしております。合計点数につきましてもそこに書いてあるとおりであります。内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。

7、選定結果、審査結果のとおり選定委員会の総意により、「株式会社オカモト」を適当と認め、候補者に決定しました。

以上、ご報告申し上げ、議会の議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 少し最初に苦言とか、言うなと言う議員もいたのですけれども、実は今日これ本会議にかかることはもちろん全員協議会で承知はしてはいたのですけれども、何日か前に会社名とあれが全部出まして、それは村長も承知でしょうけれども、それはそれで情報ですからよろしいのですけれども、私たちにしてみれば今日この場で、全員協議会で説明受けたのが3日ですから、その前にマスコミに、この会社がやって、今度こうなるのですねと、村民というか、住民に知らしめたことについて若干苦言といいますか、納得できない面があります。

それで、質問に入らせてもらいます。指定管理者、村が、行政が指定管理をするよと、これはたくさんありますけれども、どこの町村も。例えばうちも、今パークゴルフとか、向こうのほう全部任せているところありますよね。その一つになぜ指定管理をしたほうがいいのかという、例えば牧場はいつもJAに頼んでも受けてくれないよとか、牛のほうは。なかなか指定管理を受けても経営が大変だというのは見えてくる話なのですけれども、今村長から説明あった第244条の2、指定管理をできますよと、普通地方公共団体、うちですね、住民の福祉を増進する目的で、その利用に伴い施設を設けるものとする。それで、指定管理者の指定を行うときは、あらかじめ普通地方公共団体は議会の議決を受けると、今そう言われました。

それで、私ども5年前に華々しく、北海道熱中開拓機構ですか、メイン別ですけれども、そこに生徒さんが集まって、新しい発想をしよう、交流人口を増やそうと。今まできまして、来年の3月末で終わりですよと、そういうことです。間違っていたら困るので、確認していくのですけれども、それでそこが5年というか、5年の交付金が終わりましたから、次の段階へ進みますよと。一番僕らが、僕らというか、僕思うのですけれども、5年やって、村民というか、住民、どれだけ北海道熱中開拓機構が生徒というか、大人のまなびやでやったことに対して、インパクトは十勝管内にも全道にもあったのでしょうか、全国にももちろん。村民の人がどれだけこのことについて理解をして、今後のこれは施設の管理を委託するだけの話ですけれども、付随しますけれども、今後は生徒さんも集めて、それから会費は取るのでしょうか、授業料は取るのでしょうか、その辺大事なことだけれども、その辺のことが見えていないのですけれども、5年施設を委託しますよと、それはそれで結構ですけれども、次その施設、体育館とか、学校の先生は別にしても、あれはそこへまた同じことで別会計でやっていくという理解なのですか。その辺ちょっと見えないのですけれども、きちっと村民にも僕にも分かるように説明を求めます。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました件ですけれども、松橋議員おっしゃると

おり、これまで地域創造複合施設に関しましては、令和3年3月末までの指定期間ということで熱中開拓機構のほうに指定管理者という形で進めてまいったところでございます。その期間の中で、交付金を受けながら熱中中学校事業の運営とともに一体的な管理ということで進めてきたわけでございますが、今回につきましてはこれまでの施設の利用経過、あるいは施設の稼働率であったり、周辺環境の整備、あるいは村民の方の通常時の使用等の中で様々な課題等あるというような中で、もう一つは自立を目指す中でなかなか交付金終了後の自立については難しいというようなところが見えてきたというところで、熱中中学校事業と施設管理については分けてということで、今回の指定管理者の公募というような経過に至ったわけでございます。

今後につきましては、今回の指定管理者の選定の議案ということでございますので、ご審議いただくところですけれども、熱中中学校事業につきましては村としては引き続き継続するということが基本的に考えております。それに際しましては、国の交付金の終了というようなことで、村の財源を活用していくというようなところがありますので、体制につきましては見直した中でこれまで協議を進めてまいりました。案としてですけれども、生徒の方のボランティアの活用、それから運営協議会方式というようなことで、そちらについて村から助成金を支出して運営していくと、さらには地域おこし協力隊の投入ということで、できるだけ負担の規模感を若干スリム化しながら進めていきたいというふうに考えております。そのような中にはありますけれども、生徒の方も、引き続き魅力的な講師の方に来ていただいた中で生徒の方の確保をしていって、施設の利活用と併せて、村の中心地にあるというようなことから、にぎわいをもたらす施設ということで引き続き活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 そういう説明になると思うのですけれども、当然そうでしょうけれども、ただ交流人口は増えましたよと、確かに増えたと思います、首長が言うように。更別の名前も全国ベース、熱中たくさんありますから、先頭切っていたのも事実ですけれども、ただこれから地域おこし協力隊を使って、後の案件でもありますから、よろしいですけれども、経費を削減して引き続きやりますよと、そういう答弁だった。それで、僕は指定管理というのは決算というのは毎年出してくれるものかと思ったら、議会にはいつも説明はされていきましたから、何回か。それで、企画、君のところからもらったやつに平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、これ見ますと、別に経済困っているわけではないのだ、言葉悪いですけれども。非課税分もありますけれども、売上げが2,199万ありますよと、補助金が2,913万、そのうち非課税と課税の分は分かれていますけれども、役員報酬が290万払っていますよと、給料、手当も払っていますよと、賞与も払っていますよと。そして、税金も、当期利益も328万あるから、税金も払って、法人税も払いますよと、払ったよと、税理士にも払ったよと。

それで、僕不思議に思うのですけれども、それはその会社というか、北海道熱中開拓機構で頑張って売上げ起こして、補助金をいただいて、これ3,000万近く補助金が入って、当期純利益が700万ちょっと、前の赤字を消してと。これもらった数字ですから、そのとおり読んで間違っていないと思うのですが、あら、そうなのだと、そういうことかと、言い方悪いのですけれども。そうしますと、これから別な会社がやっていくのですけれども、今課長が言うように、経費を削減して、また役場から人を出してというか、地域おこし協力隊を考えているとありましたけれども、一番大事なのは村民が理解をしているか。先ほど言ったように、パークゴルフ場なり体育館なり、健康増進、病気をしないための施設なら、それはある程度丸出しでいいでしょうけれども、一部の人とは言わぬのですけれども、村外からも道内からも来ているのしょうけれども、私自身やっぱり村民が理解できるものに税金って使うべきだと思っているのですけれども、その辺はどう思っているのですか。

○議 長 松橋議員、今指定管理の決算の関係見せてもらったよということですが、一個人の企業ですので、数字的なものについてはあまり公表するべきではないというふうに。

○4番松橋議員 一個人ではないですよ。北海道熱中開拓機構という社団法人格を取っている。個人名を言っているわけでないし。

○議 長 それについては、あまり公表するべき発言ではない部分がありますので、その辺はしっかりと押さえた中で発言の仕方をちょっと変えていただければというふうに思います。

○4番松橋議員 社団法人格を取って、行政がてこ入れをして、首長も一生懸命国に行って、交付金と補助金もらいに行っていて、一個人企業とは僕は見えないのですけれども、そうなのですか。

○議 長 これについては、何ぼちゃんとした補助金をもらっている団体だろうと、細かい部分については基本的に公の場であまり公表するべきではないというふうに思います。

○4番松橋議員 これでやめますけれども。

○議 長 これ質問の回数に入れないでいいですから、まだ答弁もらっていませんから。

○4番松橋議員 僕誰々の誰べえに給料幾ら払っています、役員さんに役員報酬幾ら払っていますって一言も言っていないよ。

○議 長 それは、ごく一部の細かい部分の数字の部分、売上げから借入れからも含めて。

○4番松橋議員 そうであれば、発言慎みます。発言もうやめます。

○議 長 いや、そういうことではない。そういう内情を見せていただいた中で、機構としての体制としてはしっかりとやっていたのではないかということを行っているわけですから、ただそういうような表現の仕方をしていただければということですので。

ということで、答弁をお願いします。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 熱中開拓機構さんの決算の具体的な数字につきましては申し上げられませんが、補助金に関しましては国の交付金ですので、それが投入された上での決算、

もちろん課税対象、非課税とはありますけれども、です。その後令和2年度についてはさらに抑えた金額とはなっておりますが、その先を見通した中で自立していくのは大変困難であるというふうに考えております。また、別な指定管理者のお話が出たかなと思いますけれども、今例えばどんぐり公園ですとか受けられている振興公社さんについては、第三セクターというようにところで村が出資しているというような状況がありますので、そちらと一般社団法人とはまた別な考え方でありまして、一般社団につきましては決算については社団法人の監事さんがいらっしゃるということで、そこでの監査が行われております。また、補助事業でありますので、それに関する実績報告、あるいは必要に応じた村の調査ということで、そういった部分での適正な予算執行等は村においてはさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 失礼があればお許しを願いたいですが、一番指定管理をして行政が考えていくのは、僕らもそうでしょうけれども、先ほど言ったように大事なものの、例えば歴史館とか、うちにはないですけども、どうしても後世に残したいものは指定管理を決めて、そこで管理してもらおう。あと、健康増進でいえば、体育館とかパークゴルフ場とか、それをやって、特に温泉やっているところもあります。だから、それ大義名分が立てば僕は全然いいと思うのです。ところが、村民の参加は幾らか知りませんが、いっぱい花火上げてくれても、いろんな講演聞いてもそうなのですけども、更別の住民、村民がどれだけ理解してそれに税金というか、人を投入したり、税金もそうでしょうけれども、許してくれるかどうかの、やはりその辺だと僕は思うのですよ。これから5年なりもしこれをやっていくとしたらですよ。もうそれ以上は言いませんけれども、僕はそうでなければ、きちっと分かるような税金の使い方をしなければ問題になってくるのでないですか、逆に。

以上です。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 これまで指定管理をされております熱中開拓機構におきましても、熱中小学校事業以外の面でも様々な試みで村の方の利用を図るように努めてきたところでございます。今回指定管理者ということで選定候補者となっておりますオカモトさんにつきましても、事業提案の中では熱中小学校事業との連携はもちろん図ってまいりますとともに、一般といいますか、熱中小学校事業以外の開館日のほうが当然多いわけでございますので、広く高齢者からお子さんまで参加できるような行事あるいはイベント等を提案されているところでございます。そんなような中で、村としても幅広い利活用、住民の方への浸透、さらにはにぎわいの持てる施設へということで活用されることを期待しておりますので、そのような中での候補者選定というでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今回この指定管理者を選定するに当たって、まず候補者選定基準にもあるのですけれども、どのようなコンセプトを持った企業であったのか。また、それがどのように発展されて今現在指定されている団体を上回ってきたのか。そのノウハウという部分があると思うのですけれども、そのノウハウの部分のどのような部分、具体性です。具体的にどのような評価、もちろん評価結果というのはいただいているのですけれども、ちょっと内容的に詳しくないものですから、現在指定している指定管理団体と今指定管理しようとしている団体の差です。明確な差は一体何なのか。それと併せて、各施設にですけれども、人員は何名体制で行って、週何日、何時間稼働するのか。併せて補足説明いただければと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時34分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

末田総務課長。

○総務課長 今回の地域創造複合施設の候補者選定に当たってのコンセプトというお話でしたけれども、審査基準に基づいて候補者を選定しておりますので、議案資料にもありますとおり、この6の審査結果、大きくは5項目、それぞれの審査事項に基づいて各委員が提出された事業計画書に基づいて判断した点数の合計ということになっておりますので、それぞれの委員の判断の結果がこのようになっているということでご理解いただければと思います。

それから、今回の候補者の人員の配置計画の話ですけれども、計画書では正規職員3名と非常勤で7名の人員を配置するということが計画されております。このうちの施設ごとということになりますと、宿泊施設、食堂で3名、カフェ、物販などで2名、施設管理運営、自主事業で3名の人員を配置する計画となっているところであります。不測の事態や想定以上の利用者が来場した場合には、株式会社オカモトから人員的なバックアップを取れる体制を整えますと、そういう計画になっているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 そういったことで、今説明あったとおりで、もちろん委員の中で評価された結果だということなのですから、このたびこの施設、地域創造複合施設全体の管理を行うと。その中でも地域創造センターについては、村が主体的になって熱中小学校を運営していく予定だというふうに解釈しているのですけれども、先ほど松橋議員のときの答弁にもあったように、この5年間の評価というところで自走は難しい、村内、村外に対しても様々な課題があるということでおっしゃっていたのですけれども、これが今現在での熱中

食堂とか、熱中の宿泊施設、そういったところを分けて考えたときに、ある程度の自走というものは今のところでもできたのではないかなという考えが若干あるのですけれども、その辺の考えは全然採算が合わないような考えなのか、そこが1点質問したいのがまず1つ。

あとは、もちろん熱中小学校というものは村長ずっと言われていたとおり、人づくりやまちづくりというふうにおっしゃられていて、熱中小学校、食堂、宿泊施設、マルシェ、アクアポニックス、いろいろあるのですけれども、そのこの全部の複合施設を一体をもって運営させることがあそこの地域複合施設に求められていることだったのではないかなと私自身は思っているのですけれども、その辺の考え方がもしか違うのであれば、その辺の考えをお示しいただきたい。

そして、一体となって運営できることが全体的な更別村の発展とか地域創造複合施設全体の発展につながると思うのですが、このたびに分けることによって、採算性が本当に今現在指定している団体では合わなかったのか、それが分けることによってどのような効果が現れて、スマート化とおっしゃっていましたが、その辺のスマートというか、採算性という面に関しての考え方についてご説明いただければと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 まず、1つ目の採算性という部分なのですが、その前段にお話のありました地域創造センターを村が主体的にというようなお話がありましたけれども、地域創造センターにおきましても主な熱中小学校の会場というふうにはなっておりますけれども、村の公共施設ということですので、日頃から村民の方どなたが使われても構わない施設ということでご理解をいただければと思います。

採算性という部分であります。施設の管理、それから熱中小学校事業、そして熱中小学校事業に係る運営費、人件費等になりますけれども、それら一体的に国からの地方創生推進交付金が3,000万円ということで交付されてきたところでございます。それに対して、先ほども申し上げましたが、令和2年度についてはそれより減額しております。約1,800万ぐらいのところを交付をさせていただいております。食堂、それからゲストハウスの収入に関しましては、そちらには十分至らない。プラスではありますけれども、達しない状況というようなところがありましたので、非常にそれに関しては、国からの交付金が途切れると、それから村からの単費で支出するといった中では非常に難しい状況であるというふうにご検討いただいております。

もう一点ですが、一体的に運営するという部分では、確かに熱中小学校事業を継続することによって生徒の方のご利用というのがあります。ソフトとハードの一体的な部分という面では非常に効果的ではあったというふうには考えておりますけれども、一方で村民の方のご理解、先ほどご質問ありましたけれども、村民の方の利用の向上等を鑑みたときには、施設の管理に関しましてはある程度長期的に安定的に実行できる主体、それから施設の特性を生かして有効に活用できる事業主体が望ましいというふうにご検討いただいております。

また、熱中小学校事業については、今後村民の方の生徒の方が一定、約4分の1ぐらいということで、なかなか大きな拡大というふうにはなってきたというふうな課題がありますので、そちらについても村民の方の利用拡大に結びつくように検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今答弁されたことで大体状態は分かったのですが、まず確認しておきたいのは、附帯施設と、それから熱中小学校自体の2つに分けるということになれば、今一番気になっているのは附帯施設の部分の指定管理者については十分そうなのだろうなというふうに理解できるのですが、熱中小学校自体がどこまで進んでいるのかなというのがちょっと気になるのです。今までの5年間で施設の管理が有効的に利用されてきたかどうかということの反省だとか方向性だとかということでも議論されてきたと思うのですが、私どもも、それから村民の目から見ても、マルシェをはじめ、やっぱり利用されてきていなかったのが実態だったと思うのです。だから、抜本的に改革をして、今ここで提案されている株式会社オカモトさんですか、そこに指定管理者を指定したい、そういう提案だと思うのです。したがって、附帯施設については今説明されたから分かるのですが、学校のほう、そのほうがどのような方向性になっていくのか。今多分議論されていると思うのですが、やはり一番心配なところは、そこに目を向けていかなければ熱中小学校全体の構想が分からないような状況になってしまうのかなとちょっと思うものですから、その辺の考え方が今現時点であれば説明していただきたいなと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 先ほどもこちらに関しましては考え方という部分で申し上げさせていただいたところでございますが、村としましては熱中小学校事業を続けていきたいということで、現在協議会方式での運営というものを考えております。それから、生徒の方のボランティアの協力による体制ということで検討を進めております。今後どういった構成で協議会を設立して、さらに熱中小学校事業として生徒の方の確保等を進めていくかということで、ここについては早急に進めることで考えております。今熱中開拓機構さんがこれまで進めてきているというふうなところがありまして、機構さんの中でも今後どのように関わっていくかというふうなところがあるかと思っておりますので、そちらについては今後開かれる理事会の中で方向性を定めていくというふうなところがあります。村としましては、いずれにしても事業の継続に向けて早急に進めてまいりたいと。それから、4月からの事業開始に向けて準備を進めていくというふうなことで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 質問というよりも要望になってしまうのかなと、ちょっと気がするのですが、今熱中小学校は村長が中心となって進めてきた事業でありますけれども、全国、

北海道、その中で更別が北海道で1つだったというようなことがありました。それは、いろんな議員さん今質問しておりましたけれども、やはり更別のPRには絶大なものがあつたのだろうと私は思っているのです。どうしてそうなるのかと考えると、やはりネーミングだと思うのです。例えば理事長含め、校長含め、いろんな人が絡んだ中で、要するに更別村民以外の方の力でもってPRされてきたというところに大きなものがあつたと思うのです。ですから、今検討しているのは分かるのですけれども、ぜひ今の熱中小学校の機構ですか、機構の体制をなるべく崩さないように、要するに近間の、近間と言ったら申し訳ないですけれども、そんなような方だけでもしやってしまったとしたら、そのネーミングが消えてしまうのではないのかなという、ちょっとそういう心配があるものですから、その辺も含めて今後4月に向けて検討していただきたいのと、そんなふうに私は思うのですけれども、その点いかがでしょう。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 上田議員おっしゃるとおり、非常にこれまで村外の方のご理解、ご協力、また熱中開拓機構の役員の皆さんの絶大な力があつて、村のPR、また熱中の生徒の確保等につながってきたというふうに考えております。それについては、本当によくご意見ということで理解するところでございますので、いずれにしても先ほど申しあげました熱中機構の理事会もありますので、その後さらに協議させていただければと考えております。

以上です。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 前任の議員がかなり突っ込んだところの話ししていますけれども、立ち返ってちょっと確認をさせていただきたいということと、説明を願いたいと思います。

まず、今回の指定管理の関係でございまして、まず1点目です。施設全般という形でございまして、条例にも載っておりますけれども、施設の構成ということで7施設がございまして、内容的には、サテライトオフィス、スタジオ、アクア、マルシェ、宿泊、食堂、カフェという細目になってはいますが、この条項というか、この内容について、そのような形を踏まえた中の内容で今回施設管理を委託しているのか、まず1点お伺いしたいと思います。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 おっしゃるとおり、全ての施設を一括して指定管理ということでの指定管理者の候補者ということでございます。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 基本的に今までというか、まだ継続していますので、過去形にはならない、現在進行形になるのですけれども、今熱中開拓機構に委託している部分である程度の経営も含めてということで、まだまだ手探り状態という施設の運営の中で再三協議した経過があると思うのですけれども、基本的に心配されるのが、確かに施設管理委託ですので、受けてくれる、受けてくれないの内容の部分にはなると思うのですけれども、課題がやっぱり

その中にあったと思うのですけれども、アクア施設だとか、そういう部分あったと思うのですけれども、それをある程度協議した中の内容の精査も含めてということで、まだ継続的に同じような形のもので施設管理をさせるというのは私としては個人としては内容的に理解できない部分があるのですけれども、その内容についての精査、施設管理に移行するまでのその内容の精査という、委員会にかけて、どの会社がいいとかなんとかと、それは結論としていいのですけれども、内容精査をもっと図ってやるべきでないかなというような所感を持っているのですけれども、これ確かに受ける、受けないの話ですから、やれる、やれないの話だと思うのですけれども、どうも全体的に、前議員も2名の方もおっしゃっているように、やっぱり村の全体的な地方創生という部分から考えたときに、どうも内容的にもう少し精査した中で募集かけないと私はまずいのではないかなというふうに感じていたのですけれども、その点の協議の経過内容について、分かる範疇で構いませんので、ご説明いただければと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今のご質問の中で一番メインとなるのはアクアポニックスの施設管理の部分かなというふうに理解したところなのですけれども、それに関しましては現在の指定管理者の熱中開拓機構さんも非常にご苦労されております。大変特殊性のある施設ということで、魚の養殖から野菜販売につなげていくというようなところが非常に経営的には難しいというようなところがありました。支出、維持管理費、それから人件費がどうしても多く、販売までにはなかなか至っていないというような状況がありましたので、それに関しては募集の際には活用するというを必須とはしないで、ある条件、設備の中で利活用して、例えば魚は養殖しないけれども、プランターがあるので、プランターを使って野菜を販売するだとか、そういったご提案も可能ですというようなことで募集をしているところでございます。ですので、維持管理としましては通常どおり維持管理はしていただいて、ただ、今までやってきていた魚の養殖プラス野菜というようなことを前提としての提案でなくてはならないと、そういうことではなくしております。要するに適正な維持管理を図ればいいですよというような募集の仕方としております。

また、課題に関する部分については、ほかの施設についてはスタジオであったり、マルシェの利活用に関してこれまでなかなか稼働という部分では難しいところがあったということで、そちらのほうを期待した中での選定委員会での募集要項の精査というようなことで整理をさせていただきます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今説明いただいたのですけれども、ちょっと理解できないところあって、ごめんなさい。アクアについては、5年間というか、その分の村が描いたシミュレーションの中で、お魚飼う、野菜を作るというのは全然構いませんけれども、それなりに企業負担というか、企業がある程度経費負担をしていただいたという経過があると思うのです。収入に

ならなくても、その負担を基に運営していたという実態も私はあると思うのです。今それを手を替え品を替え、そういう部分の施設自体の有効利用について考えると言いながら、やっぱりそれはある程度方向性をきちっと定めた中で施設管理という部分で出していないと、何か今の説明だとあくまでもカフェはできる、何はできる、あれはきちっとできますよと、継続しますよと。アクアが一番問題なのですよという課題提起ではなくて、それらを踏まえてきちっと村の姿勢を示した中で指定管理していくというのが僕は筋ではないかというふうに思っているのですけれども、今の説明、私の聞き方が悪かったのかもしれないのですけれども、ちょっと曖昧過ぎるのでないかなと思うのですけれども、その点、申し訳ないです、もう一度説明いただきたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 安村議員おっしゃるように、方向性を定めた中で、こういうふうに使ってくださいというような形が確かに望ましいというのは理解するのですけれども、一方で収益性という部分ではなかなか難しい。担保できるような状況ではなかったなというところがございまして、これまでの実績という部分ですので、指定管理を出す中では全体的な運営による経費の削減を目指すというようなところは目的としてもございまして、今回に関しましては提案によって活用する場合は活用すると、あるいは適正に維持管理をするというような中で募集をしてきたところでございます。

以上です。

○議 長 3回終わったので、もう一回いきますか。どうしてもと言われれば。

○6番安村議員 質問事項の回答が同じなのですよ、さっきのものと今と。

○議 長 答弁として足りないという。

○6番安村議員 だから、答弁としては同じ答弁なので、僕はもっと違う答弁が欲しかったのですけれども、それではちょっと答弁というか、回答になっていないような気がするのですけれども。

○議 長 それについて、今3回目の質問に対してのもう一回同じ質問を細かい部分で質問をしたいということですか。

6番、安村さん、どうぞ。

○6番安村議員 同じ質問なので。

○議 長 それを一回外してほしいということですか。

○6番安村議員 結局私3回というのは、ごめんなさい、今質問したかったのは、まず選定基準の見直しについて、確かに協議は図ったかもしれないけれども、内容的にもっと精査して指定管理という部分に持っていかないはずだと思っていたので、それを質問させていただいたら、なかなか全体的な施設管理の変更もなければ、何もなく、そのまますなりと、全部欠けているというか、指定管理にお願いすると。内容的には未知数な部分が結構あるという部分について、もう少し明確な部分の施設運営というものを図るといふことの村が提案して、やっぱりそれはかけるべきではないかと私は提案しているのです。提案という

か、その質問をしているのです。どの時点できちっと打合せできているのですかという部分の確認なのです。その分のできていないと、今できているかできていないか分からない部分の話をしているのですけれども、やっぱりそこは明確にしていかないと、せっかく村の施設ですので、実質的にはやる、やらないという部分の体制は、村がどういう形でこの施設を運営するかという部分が主体性がなければ、指定管理という部分を含めて、運営も含めてうまくいかないと思いますし、村民の周知も図れないと思いますので、その点曖昧な思いの中でという部分の説明されてしまうとちょっと不信感がありますということでのどういう考え方をしているのですかということを確認させていただいたわけです。

○議 長 暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時06分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各議員の皆さんにちょっと一言お願いをしたいというか、今回の指定管理につきまして、熱中小学校事業、これを分けてと考えるのは大変難しいのは十分理解しています。しかしながら、今回の指定管理の募集に関しましては本当に施設の部分ですので、機構に熱中小学校の運営を指定管理させたわけではありませんので、もともと機構さんがやっている熱中小学校の場所としてあそこを提供して、それに伴って機構さんに指定管理をしてきたというのが流れですので、もちろんこれを切り離した中で考えることは本当にこの5年間の流れの中で難しい部分はあるのですが、指定管理の部分については熱中小学校事業とはやっぱりこれは切り離した判断をしなければならぬ案件ですので、その辺も踏まえた中で部分で考えてほしいなと思っています。切り離すことは本当に難しいのですが、基本はそういう形が正式な形ですので、その部分だけはしっかりと、皆さん理解しているとは思いますが、その辺だけを考えた中で進めていってほしいなと思います。

それでは、佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 大変申し訳ございませんでした。

今回の指定管理者の募集に当たりましては、各施設ごとにこういったものを提案してほしいといったような整理はしてございませんで、施設全体の設置目的がありまして、人材育成、起業促進、あるいは移住、定住促進、市街地の活性化及び産業の振興による創造性豊かな地域づくりに資することを目的とするということで、その目的に沿った施設の利活用ということでのそれぞれの事業者からの提案を受けるといったような募集の方法とさせていただいております。

以上です。

○議 長 十分でないですか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 質問というよりも、本質論としては、当初の関係も含めてのこの計画自体が村主導型の目的を明確に示して、今課長が説明したように人材育成だとか、そういうものも含めた内容の精査を図りながらの計画をもってプレゼンしたはずなのです。今ご回答いただいている中で、苦しいかもしれないけれども、それぞれの5年間経過した中での施設運用の中で、やっぱりうまくいっていない部分、うまくいっている部分、いろんな部分、これから期待できる部分というのはあると思うのですけれども、基本的に一番、この条例の中にも示しているように、施設を運営していただくためにはやっぱりそれなりの収入を、利用料をいただかないと指定管理できないという部分ありますので、その部分はやっぱり明確にしていかないと、ただなげうって、人材育成だ、産業振興だと提案したって、相手がよく農業のことを知っている、選定企業の方が農業のこと知っていらっしゃるといえども、そういう部分をきちっと明確に示した中でプレゼンしないと、という部分が私は強く感じるのです。

基本的には条例の中で動いていますよね、これ。条例なのですよ、これに基づいての運用を図らないと駄目なのですよ。だから、条例できちとうたっている以上は、明確にうたっている以上は、それに基づいた提案を村がして、指定管理を受けるという部分のプレゼンにならないとおかしいので、だからそうですよと言っていたのはありがたいのですが、アクアの部分はあまりにも不明瞭な説明で、僕2、3、4回、同じことの説明を求めて、不明瞭だということは不明瞭の中でプレゼンできるわけなのではないですかという不信感があるからそういう質問させていただいただけなのです。

○議 長 西山村長。

○村 長 指定管理の採決の案件でしたので、私はこの指定管理の委員にもなっておりませんので、その答申を受けて今回議会に提案していただいたということで、発言についてはなるべく差し控えさせていただきたいというふうに思いました。ただし、これは施設管理の部分と、前回上田議員さん、それとこれまで5年間にわたって全員協議会等でかなりのご指摘を伺って、私もおわびを申し上げております。本来であるならば、交付金終了後自立をして、その中で学校の運営もしていくと。熱中小学校は、最初にも申し上げましたとおり、村内にはなくてはならない存在であると、人材育成はしていかなければいけない。村づくりは人づくりであるという原点に立って、そういう形でお送りしてきました。

しかしながら、それぞれの議員の皆様方からこの5年間にわたって細かいところに細部にわたるまでいろいろなご指摘やお叱りを受けております。何としても村としても、開発跡地の再開発という部分もありますから、しっかりとその部分は、地方創生の推進交付金も活用しているということもあまして、にぎわいとか人の交流とか、そういうところにはしっかりと資するものとして村民の皆さんに提供していかなければならないということで、その施設管理の部分と前回安定的かつ宿泊施設等にぎわいの創出、村民にとって潤いのある、また村外から訪れる方との交流が深まる場所につながる提案ということで今検討しております。

それと別に、本体の運営自体については、いろいろとお話をしていて、今全部お話しすることはできませんけれども、関係者の皆さんと話をしております。理事長さんとか校長先生とかも話をしました。その中で、今後どういう方向が望ましいのかというようなこととか、いろいろそれぞれのご意見もありますし、理事会の意見を尊重しなければいけないというふうに思っております。ただし、私自身としては、どんな形になろうとも村自体として運営を続けていきたいということは思っているのです。これは、この場でお話しするというよりも、3月の本予算、あるいはそういう部分についてしっかりと提案を、今流動的なところもあるので、責任ある言動としては差し控えさせていただきたいというふうに思います。私としては、上田議員さんにお答えした、あるいはこれまで議会を通してお伝えした、その線上にあります。そういう形で今回この指定管理についていろんな全体の部分もありますし、細かい部分の指定管理の部分ありますけれども、その分を募集して、そしてそれをプレゼンをしていただいたり、書類審査をしていただいたりして、そして今回このように決定を受けまして、提案をさせていただいているという次第であります。

以上であります。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それは、熱い気持ちで5年前に始めていましたから、理解はしているのです。ですけれども、指定管理というものは、先ほど僕が言ったように、例えば体育館やパークゴルフ場は何で指定管理をやって許されるかということ、それは健康増進に将来的につながっているからです。今度は、今議長が熱中小学校のことを外しなさいと言ったけれども、それを外して、そこだけにレストランとこれだけあって、どうするのですかとみんな心配するから、そういう話になるのであって、首長の言っていることは十分分かります。人も集める。だけれども、村民感情からいいますと、そこへ投資をしていくだけであって、村民の皆さん、全員でなくても、理解をしてもらわなければ先へいかないと思いますよ、僕。気持ちは分かりますけれども、その辺を別にしなさいと議長言いましたけれども、なかなか別に発想は変えられないのではないですか。5年間やってきた人間と、これから来る会社というのですか、考え方の相違はあるのでしょうか。指定管理自体何でそうするかといたら、やっぱり歴史的景観を残さないかぬし、健康増進のために必要だから、公園を指定管理しましょうと、そういう話だと僕は思っているのです。今度だって、熱中小学校を継続をしていきたいと、人を育てたいとしたら、それと別に話をしなさいと議長や首長の言うのは僕は理解はできません。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 少し関わってきた経緯もありますので、お許しをいただきましてお伺いさせていただきたいと思います。

まず、選定候補者が決まったことに対しましては、大変重く受け止めております。いろいろ選定結果など点数がつきまして、一目瞭然ということで結果は受け止めていることを先にお話ししたいと思います。太田議員はじめ、皆さんもおっしゃっておられましたけれども、

村長はまちづくりは人づくりということで豪語してこられたと思いますし、私もこれはそうなのだと強く思ってきたところでもあります。先ほど自立は困難ということで、これはもう結果が出ておりますから、そうなのでしょうけれども、この5年間いろんなことが何をしましてもございます。コミュニティーをこの5年間で熱中開拓機構と、そしてそれに賛同されました生徒の皆様、そして多くの先生方、また地元の理解が少なかったのではないかとということで、これも本当に振り返ってみますと何がいけなかったのか、何が足りなかったのか、反省をしながらきたところでもあります。しかしながら、この5年間でコミュニティーがたくさんできて、交流人口も増えたということに関しましては理解を、ぜひとも最大限の理解をしていただけたらうれしく思います。

また、先ほど熱中機構がこの先どのように関わっていくのか、この先会議が設けられて、その中で決められていくでありますという話がございました。まさにそうではございますけれども、地元だけの理事、相談役ではございませんので、多くの方々が関わっていただいたことに関しましても、こちら先ほどと同じように、何と表現してよいか分かりませんが、ここまできたのだということだけは最大限理解していただけたらうれしく思います。その辺りいかがお考えでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今小谷議員さんおっしゃるとおりでございます。私は、この間校長先生とか理事長にもお話をしてきました。また、生徒さんのお話もありましたけれども、私は今大上段に課題解決でスーパーシティというようなことも提案していますけれども、そこまでこれたのは、一番最初のきっかけはやっぱり熱中小学校のいろんな講師の方が来ていただいたり、その中でいろんな人とのつながりとか、研究団体が来ました。企業が来ました。そして、いろいろと進出をしてくいていらっしゃる方もいます。そこがなければ今の状況はないというふうに私は思っています。それと同時に、今いる機構の事務の方とか、あるいはホテルや食堂の方に、これはなかなかあれですけども、感謝にたえないです。その辺は、本当にあの方たちがいなければ持続はできていないと思います。その辺は本当に深く感謝して、交流人口に至っても1万人とか、企業でも6件ですか、それとかいろんな形でのイベントとか、そこは最大限すごいというふうなことであります。だから、それは本当に継続したいです。

しかしながら、私が一番最初にお願ひしたのは、一切村に迷惑をかけないで、4年後見事自立をさせてみせると、とにかくやらせてくださいと、やってみなければ分かりませんと。皆さん方が、ではやってみろということで、やらせていただきました。いかんせん、いろんな努力をしてきましたけれども、やっぱり交付金がなくなると厳しい状況にあります。経営努力もしていただいています。でも、そこは一法人に事業部門を負担をかけてまでそこを見てもらうというのは、私は本当に自分の本心から言えば、それは今一生懸命いろんな工夫してもらっていますけれども、それは本来の姿ではなかったのではないかとこのように思っています。本当に十勝を引っ張り、全国を引っ張ってきたさらべつ熱中小学校でありますか

ら、その部分はその部分に集中してできればよかった。その手だてが私自身取ることができなかったということは本当に断腸の思いでありますし、自立できなかった。一度、これから継続させてもらいたい、財政規模を小さくしてでも進めさせていただきたいというようなことで、撤回をしましたけれども、本当であるならば私自身の責任が本当に大きいというふうに思っています。

あえて、でも本体のそういう事業部分を安定的に残し、松橋議員さんおっしゃられたように村民の、交付金といえども、これからもそうですけれども、税金を使うのでありますから、やっぱりそこは村民の理解を得られるようにやっていかなければいけないのです。そして、手をこまねいてというか、努力してもらっているのは、それは本当にありがたいですし、私もあります。やってもらいたいです。でも、それをやっていただくことが本当にその趣旨として正しいのかどうかということも、それは自分自身何度も問い直しました。この間いろんな提案をして、自立計画も計算も出したりしました。しかし、本当に努力はしていただいていますけれども、その部分をこれ以上負担をかけるわけにはいきません。だから、そこはそこで、お話ししたように本体部分とそこは分けて考えていきたいというふうな考えを出させていただきました。いろいろ今からお話合いがあって、今の機構の規模で運営を維持していこうと思えば、財政的にもかなりの出動をしなければいけません。地域おこし隊の人を配置をして、今いる方の1人分だけでも、予算を計上して3月にお願いしますけれども、それはいろいろと希望も伺ってありますけれども、まだ進行中でありましてけれども、その部分は何とか認めてもらいたいというふうに思っていますけれども、それはここで議論すべきこととは思っていません。

よって、施設の部分と今あるそこは切り離して考えたら駄目なのではないかということも私も重々承知はしていますけれども、今回その部分をあえて指定管理の部分で新たな提案をさせていただいて、そして運営の部分については今村も、前回答弁にもありましたように、いろんな形で財政出動のお願いもしながら、人材育成の部分については村としては絶対必要ですから、その部分をしっかり継続してやっていきたい。中央の熱中の学園との関係とか、いろんな部分を今いろんな話合いをしておりますけれども、何とか継続してできるようにその辺はしておりますけれども、ただそれぞれ機構の皆さんの考え方もありますので、その部分はしっかりと受け止めながらやっていかないと、というふうなことで、そこは申し訳ないですけれども、進行中であり、骨格というのですか、その部分については再度改めて、骨格ではないですね、細部については提案をさせていただきたいということで、今回の指定管理についてはそういう答申を受けましたので、その部分でご判断をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議 長 ここで、昼食のため1時半まで休憩いたします。

午後 0時26分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の議案審議の進め方について、質疑の会議規則等の部分で進行の部分で基準に沿った進行ができなかったことをおわび申し上げます。

それでは、質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 先ほど村長からお話をいただきました。ありがとうございました。もう一点だけお聞かせいただきたいと思います。

施設のほうです。宿泊、レストラン等の今働いておられる方々です。ざっと数えるとなんりの人数になると思うのです。その方たちの今後も働きたいという方もおられると思いますし、雇用につきましても村のほうで何かサポートといいますか、今後の話なので、言えない部分もあるかとは思いますが、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 現在熱中開拓機構でお勤めしていただいている方の中で、今回の候補者でありますオカモトさんのほうで、このまま議案のほうをお認めいただいた暁には希望ある方については継続して雇用していきたいというふうに向っております。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 昼前村長の熱い思いも聞かされまして、質問の内容ちょっと分からなくなってきたのですが、まず5年前に私は5年で自立するのですかと質問したときに、村長は英断を持って決断するという形で、前回上田さんの答弁でそれは撤回させていただきますと言われたが、会議で言ったのがそう簡単に撤回できるかなというのはちょっと疑問は残りますけれども、それはさておいて、5年前の当初の熱中のすばらしい夢を持った企画から、実際5年熱中機構が運営してきて、事業もやりました。自立できなかったと。要するに利益が上がりなかつたということなのですよね。今回熱中部門と、それから総合複合施設の施設利用の部分ですか、それを分けて入札して、今回オカモトさんに入札されたわけなのですけれども、これは私は正直言ってこれは今後の話で賛否ありますから何も言いませんけれども、その中で恐らく副村長が頭でしたか、1つ分からないのは、今点数制が出ました。そこで熱中あるいはオカモトさんがいろんな今後こういうこと、夢を持った話があつて、それを評価してオカモトさんに決めたと思うのですけれども、ただ点数だけで判断したのか、その後みんなで寄っているいろんな話をされたのか。トップだった副村長はどのように期待をかけてオカモトさんにしたのか。1つ、もし答えられるなら答えていただきたいと思いません。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 今回の指定管理者の選定に当たりましては、熱中小学校の運営とは別にした

ことから、村の中心部に位置する当該施設をいかに適切に、そして有効に活用していくのかといった視点で厳正に審査いたしました。それで、点数としましてはお示ししたとおりの総合的な点数ははっきり出ています。その点数を踏まえまして、審査員それぞれがオカモトさんのこれまでの他地域での管理実績ですとか、企業としての実施体制、そしてさらには施設の利用促進に係る提案等、皆さんが総じて高く評価していたよねという最終的な合意を図った上で今回の選定といたしました。

以上でございます。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 分かりました。

今回先ほど村長が言いました開発跡地の利用問題ですか、これはあとオカモトさん5年やってくれるのであれば、そこに期待をかける部分は大いにあると思うのです。ただ、1つ分からないのが、前回の全員協議会等でも指定管理料の話とかいろいろあって、こうなったと思うのですけれども、今後熱中事業がまた別に、今後どうなるか分かりません、正直言って。議会で認めるか認めないかも、それもまだ分からない状態になったときに、オカモトさんが熱中事業に、教育のほうですね、教室のほうに関わっていくという何か条件をつけて指定したのか、それともそういう条件が一切ついていなくて、施設管理の部分だけの指定管理なのか。その1点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 熱中小学校事業をあの場で継続してやっていきたいというようなことで、当初の募集の段階から説明会で手を挙げていただいた業者の皆さんにご説明しております。関わり方については、熱中小学校事業をやることによって生徒の方が即利用者になるというようなことで、連携を図っていただければというようなことでの説明でございます。したがって、特別な条件等はないのですけれども、熱中小学校事業を踏まえた利用をしていただくようなことで説明をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 最後駄目押しになるのですけれども、そういう事業の協力は分かるのですけれども、先ほど言われていました今後事業を行っていくに当たり、生徒ボランティア、あるいは協議会方式を取るときにその協議会には入らなければならないという条件はついていないということなのですね。その確認だけです。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 そのような条件はついてございません。

以上です。

○議長 長 ほかにありませんか。

(「議長、いいですか」の声あり)

○議長 長 安村さんについては、本規則の中で3回という規定をちょっと超えています

が、どうしてもという質問があるのであれば、会議規則第55条のただし書の規定によって特別に発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません、ありがとうございます。先ほどの質問の中でそこまでに質問至らなかったということで、まずちょっと質問の仕方悪かったことをお詫びします。

今回の確認といたしますか、指定管理募集要項の中に先ほど来から課題になってございまして、ただし書がありまして、十勝さらべつ熱中小学校の事業運営については村が行うというコメントを入れた中の募集要項になっておりまして、そうしますと今回の施設管理規定、条例があるのですよね、今回の条例の中の明文であって、それぞれの項目が指示されて、それを一括した形で施設管理を行うという条例になっているはずです。今回熱中小学校の関係の事業、人材育成、企業促進及び定住促進並びに活性化に関する事項等を踏まえたこれは条例になっているのですけれども、この人材育成等の事業については熱中小学校がやるよと、以外での利用料も含めた中の管理委託にしたいということでもありますので、そうすれば本条例の一部改正が当然必要になってくるのではないかという見解を持っているのですけれども、その点のご意見をいただきたいと思えます。

なぜかという、基本的に今回の指定管理の中で創造センターが入っています。そうすると、熱中小学校がそこでもし事業を行うという形になると、そこを使うとするならば、当然指定管理の中で、指定管理をしているわけですから、利用料等が発生して、そこに納付しなければならぬという形になると思うのですけれども、村が直接的にやるという形になると村が指定管理して、なおかつ村がお金を払うというか、それを負担するという行為にはちょっと難しいのではないかという判断していますので、その点の条例の改正等の必要性についてご回答いただきたいというふうに思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 条例の内容につきまして、私事務方のほうも再度確認をいろいろした中で今回の指定管理の募集ということに至っております。人材育成に関する業務ということで条例の業務の中には第5条にうたっているわけですが、人材育成イコール熱中小学校事業というふうに同等のものということではなく、人材育成の事業、様々な事業がある中の熱中小学校事業というような捉え方をしております。ですので、募集の際には村として主体的に熱中小学校事業をやっていきますよというような考え方で、それ以外の部分で人材育成の提案があれば、各事業者さんにはご提案くださいというような発信をしております。よって、条例の改正については、そこには至らないという判断をさせていただいたところでございます。

また、使用料に関しましては、村が今の想定では協議会方式というようなところで、そちらに助成金を出すというようなことで考えてございまして、その中でその団体が使用料をお支払いするというような形に考えてございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。
(なしの声あり)

○議 長 それでは、これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第80号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第81号

○議 長 日程第12、議案第81号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第81号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件であります。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定により、更別村
過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、過疎地域集落再編整備及び過疎地域自立促進特別事業の実施に伴
い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更する
ものであります。

この件に関し、別添資料を提出しております。

なお、佐藤企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第81号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件に
つきまして補足説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法にお
いて、市町村計画を変更する際には議会の議決を要すると定められております。過疎対策事
業債の借入れには国の予算枠があり、今年度の事業分につきましては過疎計画に登載し、財源
とすることから、本計画の変更を提案するものでございます。なお、今回の変更提案につ
きましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の地方創生臨時交付金を活用し、補正予
算を計上しました高度無線環境整備推進助成金事業の実施に伴う計画変更が主な内容とな

っております。

また、議会の議決を要する変更につきましては、あらかじめ北海道知事と協議が必要となっておりますが、既に北海道知事との協議を行い、9月29日付で知事の同意を得ておりますので、申し添えいたします。

お手元の議案につきましては、変更後の更別村過疎地域自立促進市町村計画でございます。

変更の内容につきましては、議案資料をお配りしておりますので、議案資料によりご説明をいたします。議案資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

計画の22ページ、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

(1)、現況と問題点の文末に、下線にありますが、「令和2年には新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務となった。教育ICT環境の実現を目指し学校教育や在宅学習のための情報通信基盤整備を図るため農村部における光ファイバ整備を進める。」と加えるものでございます。

次に、計画の23ページ、(3)、計画の表中、事業名、(1)、市町村道、道路の事業内容4行目、「(仮)コムニ1条線整備事業」を「コムニ1条線改良舗装工事」に改めるものでございます。

同じく、同表中の事業名、(6)、電気通信施設等情報化のための施設にその他の情報化のための施設を加えるとともに、事業内容に高度無線環境整備推進助成金事業を加えるものでございます。事業主体は、いずれも村でございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第81号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第82号

○議 長 日程第13、議案第82号 十勝圏複合事務組合規約の変更の件を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第82号 十勝圏複合事務組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、当組合が共同処理する事務の一部における構成団体の変更に伴い、十勝圏複合事務組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、当組合で共同処理する事務のうち、「ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」に、鹿追町、新得町が新たに加わるものであります。

次のページをお開きください。次のページは改正規約であります。現行、改正後に従ってご説明を申し上げます。

現行の第3条第6項でありますけれども、（6）、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の部分の後段に、改正後は鹿追町、新得町をそれぞれ新たに加筆するものであります。

次のページにまいりまして、なお、附則といたしまして、この規約は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 十勝圏複合事務組合理約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第83号

○議 長 日程第14、議案第83号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第83号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,662万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,975万1,000円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、私から補足説明をさせていただきます。

初めに、人件費についてご説明いたします。議会費、総務費、農林水産業費、教育費における給料、職員手当等、職員の人件費につきまして、人事異動や期末手当の支給月数の引下げなどにより各科目において予算の補正がございますが、これについては給与費明細書によりご説明いたします。23ページをお開きください。特別職において長等の期末手当で9万6,000円、議員の期末手当で7万4,000円の減額でございます。いずれも国家公務員に準じて期末手当の支給月数を0.05か月分引き下げたことによるものでございます。

24ページをお開きください。一般職、総括でございます。給料で92万6,000円の減額でございます。人事異動に伴い、職員の科目間の異動が生じたこと、12月に採用を予定しておりました幼稚園教諭、保育士の募集に対し応募がなかったことから、1名、4か月分の給料を減額したことによるものでございます。職員手当等では72万3,000円の減額でございます。給料と同様の理由に加え、国家公務員に準じて期末手当の支給月数を0.05か月分引き下げたこと、扶養等の実態に変動があったことなどによるものでございます。共済費は、給料と同様の理由による減額です。手当ごとの補正後、補正前比較の金額は、職員手当等の内訳をご参照願います。

25ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、26ページは給料及び職員手当の状況です。ご参照願います。

27ページから28ページ、こちらは給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目ごとの内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

それでは、戻りまして、まずは歳出のほうからご説明いたします。10ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、10万9,000円を減額し、5,020万3,000円とするものでございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、83万5,000円を減額し、9億9,628万1,000円とするものです。説明欄2、総務管理一般事務経費は、役場から発送する書類等の運搬料が不足することから8万6,000円を追加するものでございます。また、広告掲載料は、新年度採用予定の職員を広く募集するために4万7,000円を追加してございません。

続きまして、11ページをお開きください。目3財産管理費は、1万4,000円を減額し、102万5,000円とするものです。草刈業務等委託料の執行残を減額するものでございます。

目4地方振興費は、285万6,000円を増額し、4億7,273万2,000円とするものでございます。説明欄1、移住定住促進事業は、新たに熱中小学校運営の見直しに伴う準備を担う者として地域おこし協力隊を採用するための報酬として65万3,000円を追加し、その建物災害保険料として2万1,000円、同じく住宅借上料として20万円を追加するものでございます。この追加する地域おこし協力隊の経費につきましては、これまで同様特別交付税で措置される予定となっております。説明欄2、生活交通路線維持対策事業98万2,000円の増額は、十勝バスの広尾線における赤字分を更別村分として案分された負担額でございます。新型コロナウイルス等の影響もあり、運行経費の赤字額が増えたことによるものでございます。説明欄3、地域おこし協力隊事業（起業支援分）につきましては、新たに協力隊員が起業するために支援を行うものでございます。

12ページ御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、88万円を追加し、1億8,251万3,000円とするものでございます。説明欄1、障害者総合支援事業は、制度改正等に伴う障害者自立支援給付審査システムの改修費用として北海道自治体情報システム協議会へ負担するものでございます。

目2福祉の里総合センター費は、67万9,000円を増額し、7,479万9,000円とするものでございます。生活支援ハウス入居者や介護予防教室利用者等の給食数の数の増に伴う賄材料費を追加するものでございます。

目4後期高齢者医療費は、383万6,000円を減額し、4,595万4,000円とするものです。説明欄1、後期高齢者医療広域連合事業経費は、広域連合での金額確定により減額するものでございます。説明欄2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、同じく広域連合での事務費やシステム改修費等が確定したことにより減額するものでございます。

13ページをお開きください。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は、186万3,000円を減額し、186万円とするものでございます。説明欄1、敬老事業経費は、敬老祝金の執行残及び今年度は新型コロナウイルスの影響により敬老会を開催できなかったため、所要経費を減額するものでございます。

目2老人保健福祉センター費は、18万円を増額し、9,002万1,000円とするものでございます。説明欄1、老人保健福祉センター維持管理経費は、掃除機の故障により、管理用備品を購入するものでございます。

目3老人福祉推進費は、49万8,000円を増額し、7,220万6,000円とするものでございます。説明欄1、介護保険事業特別会計繰出金財源補てんは、介護保険事務費増による繰出金を増額するものでございます。

14ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目4診療所費は、77万9,000円を増額し、1億5,539万5,000円とするものでございます。説明欄1、歯科診療所医療機器購入事業は、入札等の執行残により減額するものでございます。説明欄2、特別会計（診療施

設勘定)繰出金は、国保会計診療施設勘定において公債費等の負担が増えたことにより、それぞれ繰出金を変更するものでございます。

項3上水道費、目1簡易水道費は、4万3,000円を減額し、876万2,000円とするものでございます。説明欄1、簡易水道事業特別会計繰出金は、簡易水道事業会計の実績により繰出金の必要額が減少したため、4万3,000円減額するものでございます。

15ページをお開きください。項4下水道費、目1下水道費は、3万1,000円を減額し、9,910万4,000円とするものでございます。説明欄1、公共下水道事業特別会計繰出金は、公共下水道事業特別会計の実績により繰出金の必要額が減少したため、3万2,000円減額するものでございます。説明欄2、公共下水道事業特別会計出資金は、同じく公共下水道特別会計の実績により出資金が増加したため、1,000円を追加するものでございます。

款5労働費、項1労働費、目1労働諸費は、43万2,000円を増額し、629万4,000円とするものでございます。説明欄1、労働行政経費は、勤労者団体が新型コロナウイルスの影響により事業ができなかったことにより助成金の申請を行わないということから、5万円減額するものでございます。説明欄2、雇用対策事業は、今後新規での採用予定者が見込まれることから、48万2,000円を追加するものでございます。

16ページを御覧ください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、14万円を減額し、2,797万4,000円とするものでございます。

続きまして、目2農業振興費は、157万円を増額し、2億7,244万7,000円とするものでございます。説明欄1、農業振興補助金等は、畑作構造転換事業補助金、耕地防風林整備事業助成金について、事業確定によりそれぞれ270万1,000円と11万3,000円を減額するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症等対策資金利子助成金は、コロナウイルス及び気象害の影響により営農資金の借入れが必要となり、国からの借入れをするまでの間のつなぎ資金の利子分の2分の1、150万円を助成するものでございます。経費につきましては更別村農業協同組合も同額を助成することから、農家の金利負担は生じないものとなっております。説明欄2、多面的機能支払交付金事業は、対象農用地面積が増えたことに伴い、補助金288万4,000円を増額するものであります。なお、この経費のうち約2分の1は国が、約4分の1は北海道が負担することになっており、歳入歳出にそれぞれ計上しております。

目3農地費は、94万4,000円を減額し、1億3,159万4,000円とするものでございます。説明欄1、農地整備行政事務経費は、旅費の執行残6万3,000円でございます。説明欄2の明渠排水業務経費は、事業確定により66万6,000円を減額するものでございます。17ページをお開きください。説明欄3、排水施設維持管理費は、事業確定により21万5,000円を減額するものでございます。

目4畜産業費は、215万7,000円を減額し、2,332万2,000円とするものでございます。説明欄1、畜産振興事務経費は、動物愛護法改正に伴い、処理をする家畜を生きのままレンダリング施設へ運搬することができなくなったことから、レンダリング施設での殺処分経費が不要となったため、負担金2万5,000円を減額するものでございます。説明欄2、村営牧場

維持管理経費は、入牧期間終了に伴い、執行残213万2,000円を減額するものでございます。

18ページを御覧ください。目5ふるさとプラザ費は、14万9,000円を増額し、2,270万円とするものでございます。説明欄1、ふるさと館維持管理経費は、玄関照明器具の取替えに24万2,000円を追加し、その他施設維持管理費の執行残により、役務費3万8,000円、委託料5万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

目6 プラムカントリー費は、40万4,000円を減額し、1,859万5,000円とするものです。説明欄1、プラムカントリー改修事業は、どんぐり公園遊具更新工事実施設計委託料の執行残によるものでございます。

19ページをお開きください。項2 林業費、目1 林業振興費は、5万円を減額し、928万3,000円とするものでございます。説明欄1、自然保護対策経費は、自然を考える会の活動休止により、助成金5万円を減額するものでございます。

款7 商工費、項1 商工費、目3 観光費は、1万2,000円を減額し、4,197万円とするものでございます。説明欄1、カントリーパーク整備事業は、施設管理用備品購入の執行残を減額するものでございます。

款10教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、48万円を減額し、3,345万2,000円とするものでございます。説明欄1、更別農業高校教育支援事業は、新型コロナウイルスの影響により海外研修事業が中止となったことにより、助成金を減額するものでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。目2 事務局費は、99万9,000円を減額し、1億1,214万4,000円とするものでございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費は、415万3,000円を減額し、1億727万9,000円とするものでございます。説明欄1、学校施設維持管理経費、小学校分につきましては、更別小学校の循環ポンプの自動制御機器等の修繕に52万円を追加するものでございます。説明欄2、学校情報通信技術環境整備事業、小学校は、消耗品費としてGIGAスクール端末用タッチペンなどの購入分130万4,000円を追加、役務費につきましてはGIGAスクールのICT支援業務を委託することとし、必要分を委託料へ科目変更するため、111万5,000円を減額するものでございます。21ページをお開きください。引き続きになりますが、委託料につきましては、情報管理システム整備委託料の執行残66万9,000円を減額し、新たにGIGAスクールのICT支援業務を実施することから111万7,000円を追加するものでございます。また、使用料及び賃借料は、授業で使用する業務用ソフト利用料47万円を追加し、備品購入費は入札執行残等で578万円減額するものでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費は、387万4,000円を減額し、5,462万7,000円とするものでございます。説明欄1、学校施設維持管理経費、中学校は、敷地内の外灯修繕等に15万8,000円を追加するものでございます。説明欄2、中学校耐力度診断経費は、執行残として13万1,000円を減額するものでございます。説明欄3、学校情報通信技術環境整備事業、中学校は、先ほど小学校費において説明した内容と同様でございまして、それぞれ消耗品費は69万5,000円の追加、役務費は39万4,000円の減額、委託料は9万5,000円を追加するものでござ

います。22ページを御覧ください。引き続き、使用料及び賃借料ですが、29万3,000円の追加、備品購入費は459万円の減額とするものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、3万1,000円を減額し、7,103万6,000円とするものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費は、467万3,000円を減額し、2,986万3,000円とするものでございます。説明欄1、国際交流事業推進経費は、新型コロナウイルスの影響により中学生の海外研修事業を中止したことから、普通旅費43万円及び国際交流事業助成金424万3,000円を減額するものでございます。

歳出の説明は以上といたしまして、次に歳入についてご説明いたします。7ページを御覧ください。款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金は、平成28年度税制改正において法人住民税、道民税と市町村税の交付税原資化による法人税割の減収分の補填措置として創設されたものでございますが、消費税率の引上げ延期に伴い、令和元年10月1日に施行が延期となり、本年の8月が初回の交付となったものでございます。今回新たに款を新設し、今年度交付予定分400万円を追加するものでございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、6万5,000円を減額し、4,965万円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金の利用者変更による差額分を減額するものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料は、111万9,000円を追加し、1,539万円とするものでございます。歳出でご説明した福祉の里総合センターの給食利用数の増により追加するものでございます。

目4農林水産使用料は、229万3,000円を減額し、814万円とするものでございます。今年度の村営牧場の利用実績により減額するものでございます。

8ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、44万円を追加し、8,325万4,000円とするものでございます。歳出でご説明しました障害者自立支援給付審査支払いシステムの改修費の2分の1が国より補助されるものでございます。

目5教育費国庫補助金は、293万2,000円を減額し、2,444万8,000円とするものでございます。GIGAスクール整備事業の補助金内定に伴い、小学校費84万7,000円、中学校費208万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、72万2,000円を減額し、4,757万5,000円とするものでございます。後期高齢者広域連合の金額確定により減額するものでございます。

項2道補助金、目2民生費道補助金は、3万1,000円を追加し、5,892万4,000円とするものでございます。新型コロナウイルス対策で実施されましたひとり親世帯臨時特別給付金事業の事業費分が北海道より補助されたものでございます。

目4農林水産業費道補助金は、53万7,000円を減額し、2億3,850万4,000円とするものでございます。歳出でご説明した多面的機能支払事業分が216万4,000円の追加となり、畑作構

造転換事業分は270万1,000円の減額となっております。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、1,573万円を減額し、9,976万8,000円とするものでございます。財源不足を補うために繰入れしたものを減額するものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、6万4,000円を追加し、1,011万2,000円とするものでございます。各種活動参加料8,000円と中小企業近代化資金繰上償還に伴う返戻金5万6,000円の追加となっております。

次に、第2表の債務負担行為についてご説明いたします。4ページをお開きください。債務負担行為としてそれぞれ記載されているとおりでございます。期間は全て令和3年度から5年度までとなっております。行政区会館合併処理浄化槽維持管理業務委託料は限度額197万8,000円、火葬場浄化槽維持管理業務委託料は限度額14万1,000円、塵芥収集運搬業務委託料は限度額5,360万6,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

議案第83号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 11ページ、目4地方振興費、(1)、移住定住促進事業の地域おこし協力隊についてですけれども、これは熱中小学校運営の見直しに伴う準備というふうに聞いておりますが、どの部分を担って、どのような業務に当たるのか、そしてその後協力隊を入れることによってどのような組織になっていくのかというある程度の青写真をお示しいただきたいと思えます。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 協力隊につきましては、今後、先ほども申しあげましたけれども、運営協議会と、あと生徒の方のボランティア組織によって運営していくというようなことで今想定しておりまして、現在内容を詰めているところでございます。協力隊につきましては、事務局ということで2名を想定しておりまして、そのうち1名の方を先行して今回ご提案させていただいたものでございます。1月からの3か月ということで想定しておりまして、運営主体がその後変更というようなことになっていく場合にはコンセプト等を再度検討、あ

るいは協議会の準備組織の設立、またその準備業務、それから生徒の募集、あるいは4月以降の講師の選定であったりスケジュール確保であったりということで、そういった準備業務があるものですから、今回先行して1名の補正予算ということで追加をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今回の関連なのですけれども、2名ということは、今1名、この後また1名募集するということなのか。それとも、今既に1名の方が行っていますよね、協力隊が熱中のほうに、そして事業主体がもし今の熱中機構がなくなるのであれば、3月で仕事終わりますよね、その絡みでその人をまたこっちへ回すのか、その辺がよく見えないのですけれども、説明をお願いします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今1人協力隊という形で、現場にはいないのですけれども、事務所の企画政策課の中に、直接熱中小学校業務をやっているわけではなく、1名おまして、その方に関しては昨年の追加補正で入れさせていただいた協力隊員ということになっております。今ブランディングの関係ですとか、スマート農業の関係ですとか、熱中小学校をやることによってもろもろ業務がふくそうしてきたというようなところを整理して担っていただいている協力隊員ということでございます。今いる1名と追加して今回3か月分の方を新規で採用しまして、その方についても4月以降継続して認めていただければ配置していきたいということで、その2名体制で協力隊については考えているところでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと関連質問になりますけれども、ただいま既に、熱中小学校というか、熱中機構というか、その事業に対してもう1名の協力隊員が出向という形でお手伝いに行っているという説明いただきましたけれども、この以前というか、今行っている1名については、ITというか、そちらの事業も含めてという、村長首振っているけれども、それらも含めて事務の円滑を図るためにと何か説明受けたような気がしたのですけれども、もし仮に熱中小学校の独自の部分でつなぎで来年の3月末までという形だったら理解できるのですけれども、来年3月末で新たに4月1日から新たなスタートをするというのであれば、その点は織田議員の質問と同じようにちょっと違和感というか、どうしてそこまでという部分が、今の人たちはどうするかという処遇の問題もあるのでしょうかけれども、ちょっと見えない部分があるのですけれども、その点の説明だけよろしくをお願いします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今いる指定管理で担っていただいております熱中開拓機構の皆さんの部分は、今後の協議によりまして流動的な部分は若干ありますけれども、1点、協力隊の方で1名行っているというのは、それについては認識といたしますか、昨年の補正のときの説明では、再度させていただきますが、直接熱中小学校業務を担うということではなくて、様々な

熱中小学校の取組の中で派生してきた業務について整理して村で担っていくと、そのための1名の配置ということでございました。今の業務については、スマート農業の関連であったり、ブランディングの関係ということで1名採用しているところでございます。4月以降については、その方を4月から熱中小学校業務に携わっていただいて、今回の補正については2名のうちの1名を先行して、4月以降の準備というようなことも含めて配置させていただきたいというところでの提案でございます。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今説明聞いていて、先ほど指定管理者のところでも私ちょっと意見やら何やら言わせていただいたのだけれども、要するに熱中機構で今やっていますよね、現実。今現在村が推進しているのは協議会方式で、今の部分はもう解散してしまって、先ほど私言いましたよね、ネーミングが大事なのだと、これは私の考え方ですよ。だから、したがって今の人方に何とか残っていただいて、いろんな部分で村の活性化に向けて協力していただきたい。これが熱中小学校が今まで果たしてきた役割だと私は思っているのです。だから、これから、今現在検討中というか、協議している最中だから、それはそれでよろしく頼みますねと先ほど言いましたけれども、そういった考え方になっていかないのかなのか。今話を聞くと、もう既に協議会方式で今まであったものがなくなっていくような感じで今聞き取れてしまうのです。それではなかなか当初の目的どおりいかないのではないのかなということで、まだ時間ありますので、その辺村の考え方を整理して協議していただきたいという部分があるのです。その辺どうなのでしょう。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 流動的な部分はあるということで先ほどお話しさせていただきましたけれども、上田議員おっしゃるように、これまで熱中開拓機構さんのほうで関わっていただいた役員の皆さん、職員の皆さんのお力というのは非常に大きかったわけでございまして、そのようなところで引き続き力を借りることができれば非常にありがたいというふうに考えております。その部分の今後の話については、近く開かれます理事会の中でも整理されていくというようなところで、この協議経過というような中での含んだ中でのご提案ということで恐縮ではあるのですけれども、そういった協議状況も踏まえて今後運営の継続ということで4月以降の継続に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連というか、今説明受けて、私の解釈が悪いのかもしれない。だけれども、もう一度確認させてください。今既に1名は、スマート農業だとか、そういう部分の関連の部分の村との調整の中で必要だから、ある程度村の業務をしながらという説明をしていただきましたよね。今回は、熱中小学校の運営に関わる部分の、どうなるか分からない部分があるけれども、基本的にその部分のアフターフォローできる事務員を1名追加して体制づくりをするという説明なのですけれども、そもそも論で、スマート農業だとかという部

分については基本的には熱中小学校とダイレクト、いわゆる直接的な関わりの中でというよりは、企業おこしの中で企業が入ってきて、それで今試験というか、実証試験をやっているわけですね、実質的に。そのお手伝いはお手伝いとして構わないのだけれども、今度熱中小学校としての関わりの中でやりますよという話になると、少しその点のスタンスが違うのではないかという気がするのですけれども、明確にやるのだったらやるできちっとやっ
ていかないと、曖昧にしているとまたこういう意見がどんどん、どんどん出てきてしまうので、その点の精査図りながらしっかり説明していただきたいと思うのですけれども、よろしく
お願いします、その点。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 繰り返しになっては申し訳ないのですけれども、現在協力隊になっております1名については、これまでスマート農業の関連であったりブランディングの関係であったりということで業務を進めてきております。4月以降に関しましては、今想定しております熱中小学校事業の事務局ということで配置したいということで考えております。

以上です。

○議 長 関連でありますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと変わった質問で申し訳ございません。確認をさせていただきたい
と思います。16ページの関係でご確認をさせていただきたいと思います。

農業振興費の中で、今般農業粗生産額、私次回のというか、今回の質問でも多少それらを
関連で質問させていただきますけれども、コロナ対策ということに限らず、今回の村長の冒
頭の招集の挨拶にもありましたように、非常に農業粗生産高、額でなくて高についてはかな
り厳しい状況に陥っているということは、これは私も聞き及んでいます。ただ、最終的な減
額と申しますか、精算額の金額についてはまだ提示できないということで私もJAから聞
いておりますので、まだちょっと確定はしていない部分はありますけれども、今回150万の
金利助成、いわゆるつなぎ資金の関係の金利関係のある程度負担したいと、農協と折半であ
る程度負担したいという提案でございますけれども、これは150万というつかみの部分もあ
るかもしれませんけれども、あす、あさってぐらいから組合員については年末精算が始まり
ます。それらを踏まえると、もう既に営農資金、つなぎ資金の需要額、おおむねです。確定
はしていないと思います。終わらないとなかなかできないという部分ありますので、それは
わかまえていますけれども、一応需要額と需要件数、そしてこれらに関する貸付けの金利額、
金利何%なのか、その点の周知している点をご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました新型コロナウイルス感染症等対策資金の利子
助成についてでございます。

冒頭副村長のほうからもお話、説明ありましたとおり、今般新型コロナウイルス、また気象害の影響により、とりわけ菜豆類の被害が大きいということで、今年のJA組合員の方に関しましては年末精算がマイナスになってしまうということで、資金の借入れ対応が必要だということがございます。それに関連しまして、今般は今年に関しましては新型コロナウイルスの関係がございましたので、農林業のセーフティーネット資金を借入れを起こすということで進められているところでございますが、この手続から貸付け実行が現在の予定では年明けの1月29日にならなければ実行されないということで、今年の年末の精算に間に合わないということから、農協のプロパー資金のつなぎ融資を用意すると、それに関する利子補給ということがございますが、農協からの支援要請の内容では、つなぎ資金の利率につきましては年3.2%でございます。貸付け期間については、年末精算の精算日である本年12月25日から来年のセーフティーネットの実行がされる1月29日までの36日間ということでございます。

既にセーフティーネットの申込みについては一時的な取りまとめが終わっているところでございます。そちらの総額、予定額でいきますと9億2,000万ほどの借入れの予定がされているところでございます。対象件数は108件の方で、9億2,000万ほどの借入れになるだろうということがございます。今般村のほうで予算を見ております150万に関しましては、この金額がまだ若干流動する可能性があるということがございますので、今回融資総額9億5,000万を見込ませていただいております。9億5,000万に対して3.2%の36日分の利息の2分の1ということで150万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。多分みなさんこの9億2,000万という話を聞いて、さほどでないという部分もあるかもしれませんが、基本的に組合員というのは資金でどう運用していくかという部分がありますので、過去の豊作の材料も含めて蓄えている人はそれを倒して、前倒しというか、取り崩してやるということありますので、その点はただ今回のつなぎ資金の需要金額ということだけで押さえたいほうがいいのかなということで、ちょっと所見も含めて述べさせていただいておりますけれども、これだけの金額になるとある程度、確かに項目としてはコロナ対策の関係でというのが一番妥当性があるということなのでしょうけれども、これは金額も基本的にこれからの販売していく中で金額の低迷も含めて、需要量も低迷しているという部分、まさしく村長が言ったとおり、説明したとおりです。全ての面で今後関わってくる部分があるということを考えると、確かにつなぎ資金の関係でという部分は年末精算のためのつなぎ資金という理論は理解できますけれども、それ以降多分バレイショや何かですと本精算、共同計算、販売計算になりますと来年の4月、5月になってくる。精算がなってくるという部分もあります。

それらを含めると、確かに国の資金運用の中の一環として金利補填をしていくという部分も大切でしょうけれども、その後のアフターフォローというのが私は大事でないかとい

うふうに思っているのですけれども、その点の捉え方がもし今のところそういう考え方の計画があるのであれば、少し説明いただきたいと思いますし、ここまで悪いということになると、ビートも新聞紙上で出しているようにかなり糖分が低糖分になっているということもありますけれども、基本的には例年ですとある程度災害資金的な要因も含めてということも念頭に置いてということもあるのですけれども、それに至らなかったということでございましょうから、そういう申請は当初計画としてあったのか、いわゆる災害資金としての申請対応について一考察があったのか、それと来年以降のつなぎ資金以降の部分についての対応について村はどのような考え、基本的な考えあるようでしたら、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問にありましたとおり、新型コロナウイルスの影響というのは農畜産物にかかわらず、いろいろな経済のところに影響を与えているところでございます。そうした影響が今後どの程度翌年度以降にも派生していくのかというのは、いまだ患者数が増えている中ではちょっと見通せない状況があるわけでございますけれども、そういった中で本村の農畜産物の生産状況といいますか、お金の回り方といいますか、畑作物に関しては年末、この時期にある程度年末精算を行っていきながら、畜産物については、今回の融資の中には畑作物だけにかかわらず、肉牛価格の下落の影響等での借入れも当然含まれてございます。そういった中で、今回使います農林漁業のセーフティーネットですが、通常枠は600万なのですけれども、今年度は新型コロナウイルスということで1,200万、上限額、またもしくは本年度かかった営農経費の上限額、これの全額が融資の上限ということでございます。5年間無利子というような形でございますので、かなり有利な、この情勢が相まってということになります、有利な資金展開ができていますところでございます。

災害関係の検討につきましては、今年の気象害につきましては、局部的といいますか、どちらかという十勝でも南部に影響が大きくて、全十勝的、全北海道的にというようなことではないということでございます。局所的にでも災害の要件にはまれば該当することもあるかと思いますが、今回につきましてはコロナの対策の資金が使えるということから、そちらのほうは使わないような形で整理をさせていただいております。なお、先ほどご質問の中にもございましたとおり、今回借り入れる額が減少額では決してありませんので、村のほうもその辺は十分認識をしてございます。村のほうでは、農協のほうの数値は年明けにならないと確定しないわけでございますけれども、今回豆類が非常にダメージを受けているということで、参考までに28年度の台風のときの本村の豆、JAの生産高でいきますと、豆で8億円という数字でございました。昨年、史上最高の年だったわけですが、昨年は28億円、豆の売上げがありました。今回のコロナであるとか気象害がどの程度影響があるかわかりませんが、台風並みの収入にまで下がった場合、豆だけで20億円減収するのではないかというようなところは、これは不確定な推察でございますけれども、ある程度この9億円ではないというふうには認識しているということでございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 20ページの教育費の関係で、目2事務局費、説明欄(1)の職員等人件費、幼稚園教諭のことなのですけれども、本年度この先生が募集しても来なかったということで、未満児の受入れができなかったと思うのですけれども、それをどのように受け止めているのか、今後の対策等をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 3歳未満児の満3歳の受入れにつきましては、昨年の11月から担当課としまして人材の確保に努めてきたところでございます。途中新型コロナウイルスの影響で活動的な取組のほうはちょっとできていない時期もありましたが、今年度に入りまして道内の学校に直接伺いまして、就職のほうをされていない卒業生ですとか、そういった情報のほうを探ってきたところでございます。こちらにつきましては、管内の学校だけでなく管外の学校のほうにも伺いまして直接お話を伺ったり、近年の学生さんですとか卒業生の動向なんかの情報を探ってきたところでございます。また、札幌圏を中心とした全道の学校に今回の満3歳を担当する職員の求人票のほうも提出のほう、送付のほうをしてございます。また、最近の就職や転職動向の情報から、パソコンやスマートフォンなどの求人情報サイトなんかを利用しているということですので、そちらのほうへの情報のほうの登録のほうも行っているところでございます。また、9月には、御存じのとおり、雇用条件を正職員とした上での人材確保にも努めてまいりましたが、結局確保につながらなかったところでございます。

今後なのですが、円滑な幼稚園の運営ができるよう、体制づくりには努めてまいるところなのですが、学校やそういったところと連携を密にしないと、全国的な今保育士不足ということが続いておりますので、いち早く情報をキャッチしながら必要な人材の確保に努めていく必要があれば、そういったことをしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。そういった中で、子育て応援課も大変苦労してその人材について募集したり、いろいろ探したりしていると思うのですけれども、私の聞いた保護者の声の中では、幾ら未満児といえども去年、おととしはしっかりやっていて、今年は未満児に対してももちろん9月からしっかり受入れできるものだと思っていたものが延期にされて、11月にはという話を伺っていたと、11月に伺っていたのに、結局先生が見つからなくて今年は受入れができませんということで、保護者から大変ショックだったというか、子育てに関して不平等な面が出ているのではないかといった声が私の耳にも入ってきております。

そういったことで、幼稚園教諭だけではなくて事務職員とかもいらっしゃると思うのですけれども、幼稚園教諭が行うべき事務的な仕事を事務職員に任せて、幼稚園の教諭をもっ

と有効に利用して未満児も受入れすることはできないかとか、また今回小学校とか中学校でありますけれども、コロナ禍の中では学習指導員という形も、国からの助成ですけれども、入りましたよね、そういった形で更別村の幼稚園として幼稚園に対する指導員とか、そういった民間、幼稚園教諭の資格を持っていない人の受入れも考えていかなければ今回のような事態にまた陥るかなと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 人材の不足に対する対応としてなのですが、既に幼稚園につきましては資格を持たない幼稚園業務、保育業務補助員という形で会計年度任用職員の配置のほうをしているところでございます。ただ、今回の満3歳児の受入れにつきましては担任という形になりますので、どうしても資格が必要ということになりましたので、そちらの人に限り採用に努めてきたところでございました。他の業務で資格に限らない業務で業務が可能なものについては、円滑な運営ができるために積極的に検討のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 そういった状況でございますので、これからも子育て応援課長をはじめとして、皆様にはご尽力いただきたいわけですけれども、幼稚園の先生の問題に関してはここ最近近年の話ではなく、長い年月をかけて課題にあることだと思います。そういった中で、いろんな先生がやめていったり、一身上の都合ということで仕方がない部分もあるのだとは思いますが、どうもその中で先生を見つける、どうにかいないかという、そういったところではなくて、抜本的な長い目で見た先生たちの在り方、教育現場の状況、そういったものももっともっと、問題はないのか、課題はないのか、先生方や子どもたちの環境の現場、そういった中の現場を見た中で判断していく材料がそろそろ必要ではないかなと思いますし、そういった中で長期的な視点になって職員の在り方、幼稚園の在り方、そういったものについて考えていかなければいけない時期にはもうずっと前から来ているとは思っているのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 こちらにつきましては、常日頃から職員と意見交換ですとか打合せをしながら、現場の課題ですとか、またそれに対する解決に努めているところでございます。今後ともこういった取組を続けまして、よりよい環境になるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さん、前には松橋議員さんからも同じようなご質問がありました。この場でおわびをさせていただきます。満3歳児ができなかったということにつきましては、今太田議員の元にも保護者から、またご家族からお話が届いているということでもあります。私

自身のところにも、一体村長どうなっているのだということで、お叱りというよりも、子育て支援を前面に掲げている西山村長としてこれが果たして子育て支援の、満3もそうですけれども、更別村としてはかなり先行して行って来たということがありました。これができないということは、本当にお恥ずかしいというよりも大変申し訳なく思っていますし、謝って済む問題ではないというふうに思っていますけれども、今課長が言いましたように鋭意努力しておりますけれども、課題も把握しながら、そしてその解決のために、保護者の方がしっかりと預けられるような、そういうような体制を今後私も責任を持って取ってきたいというふうに思いますので、どうかひとつよろしくお願いします。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連で、ちょっと苦言になってしまうかもしれませんが、今種々説明いただきました幼稚園教諭の採用、私も何回かこの議会で提案いただいて、フルタイムから正職員に移行した中で募集していると、だけれども残念ながらもなかなか採用に至らないという現実があるということで、それはお聞きしております。大事なのは、そうやって村長が公約的にも子育ての部分で前面に出した村政を今担っているわけですけれども、基本的には3歳未満児やりますって言った以上は門戸をまず広げなければ、開かなければ駄目だと思うのです。では、役場の職員の中に幼稚園教諭なんかの免許持っている人いないのかい。採用したけれども、いなかったですでおわびするのではなくて、そういう保護者に対して期待をかけた以上は、約束した以上は、やっぱりそこは開設しなければならない、まず。それに基づいて今後どうするかという部分を対策していかないと、いつまでたっても採用募集しておりますけれども、来ません。条件的に合いません。若い人たちだったら特に田舎も含めてという理論があるのでしょうかけれども、いろんな部分でやっぱり足かせになって、なかなか更別に向いてこないという部分、もし仮にあるとするならば、行政の執行の中で計画立てたのだったら、まずは役場の職員だって私の知る範囲だって何人かは幼稚園教諭の免許なんか持っている人いらっしゃるわけですから、まず開設して、その部分で親御さんに子育てのための安心材料をまず与えるというよりも、こうやって示して、そして採用していくというのも一つの僕は方法論だと思うのです。採用、採用であくまでも採用ばかりを、そこに向かっていってしまうとどうしてもできる、できないの結果論の論議になってしまうので、僕はその点もう少し行政として幅広い捉え方をして、村民の負託に応えるという部分の手腕を発揮してもらいたいと思うのですけれども、そういう点のお願いというよりも、それをやるべきだと思うのですけれども、ただ採用、採用。採用も大事ですけれども、そういう手腕取れないですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんも何回かお話ありましたけれども、そのとおりであります。その部分、安全かつ安心で適切な保育というのですか、幼稚園教育というのもありますので、その部分今すぐ返答できないということで、大変申し訳ないですけれども、その部分は重々

承知しておりますので、今回ご意見承って、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 この関連の質問ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

5番、太田さん。

○5番太田議員 同じ20ページの項2小学校費、目1学校管理費、(2)、学校情報通信技術環境整備事業、G I G Aスクールのことなのですが、これ小学校、22ページにも中学校ということでG I G Aスクールに関連したI C T支援事業等あるのですが、現在のG I G Aスクールにおける進捗状況をお聞きしたいのがまず1点と、あと委託のところにあるI C T支援業務委託料ってあるのですが、この辺の内容についてももう少し詳しく説明していただければと思います。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 まず、進捗状況なのですが、学校内のWi-Fiの環境整備、それと端末の購入、導入、これは既に終わってございます。この後の予定なのですが、これは2点目の質問とも絡むのですが、G I G Aスクールサポーターという委託の部分、こちらは今回国庫補助事業でこの部分の補助をいただきまして、例えば機器の初期設定ですとか、教職員の導入研修、それと端末のアカウントの発行、そういった業務を行うG I G Aスクールサポーターを委託として配置する予定でございます。このサポーターによって、この後冬休み中を予定しているのですが、教職員の研修、それとその時期に併せて機器の設定も進めまして、3学期から実際の機器を使った授業のほうをやりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 このG I G Aスクール構想については、いろいろコロナ禍の中で前倒しになった経過があって、教育委員会もいろいろ大変な思いをして急いでやっていただけていると思うのですが、もちろん通信環境に対して、新しい機械になってくるということで、先生方が持つ課題であるとか、生徒が持つ課題、そういったものを今後進めていく中で課題整理という形で、当に使っていく人たちの声も聞きながらやっていく必要があると思いますし、また子どもたち、今ランドセルの問題などで大変重たいということで、今後そういったI C Tとかでペーパーレスといった動きとか、そういった動きにもなっていくのかな、今後徐々にという形だと思いますけれども、そういったことも課題に持ちながら、いろんな先生方、生徒たちから課題をくみ上げて、スピード感を持ってやってほしいなと思います。

要望になりますが、以上です。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 今議員おっしゃられたとおりなのですが、まずは課題整理ということで、実際に使い始めて、教職員はもちろん、児童生徒にもまずは慣れてもらうと。その上で、では次どういったことができるのか、どういった授業が効率的なのかという部分はこの後現場の声を反映しながら進めていきたいと考えてございます。また、荷物の点につきましても、今回ソフトのほうを導入するのですが、その中で膨大なプリントを包括したデータベースもございます。基本的にはそのデータベースから児童生徒個々に合わせたプリントをプリントアウトして、それを家庭学習に活用してもらうということも考えてございます。最終的に端末自体を持ち帰って、荷物の軽減だとか、そういった部分は本当にこの先の状況の話かなと思っていますので、一つ一つ現場と調整しながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第83号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、15時10分まで休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第84号

○議 長 日程第15、議案第84号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条ですが、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,528万3,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で39万6,000円を追加、補正後の予算額を2億7,287万9,000円とするものであります。説明欄(1)、総務管理経費は、職員11名分の人件費でありまして、節3職員手当等は期末手当率改正に伴い、20万円を減額するものであります。なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。説明欄(2)、総務一般事務経費、節17備品購入費53万7,000円の増額は、シュレッダーが故障し、使用から16年が経過しており、交換部品がないことから、更新するものであります。節18負担金補助及び交付金は、各医師会負担金の額確定による執行残5万7,000円の減額であります。説明欄(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等、節3職員手当等は、期末手当率改正、住居手当新規支給等により11万6,000円を増額するものであります。

款3公債費は、53万5,000円を増額し、補正後の予算額を2,970万5,000円とするものであります。

項1公債費、7ページにまいりまして目1元金、説明欄(1)、長期債償還元金、目2利子、説明欄(1)、長期債償還利子は、令和元年度に借入れしました起債の償還期間を10年としておりましたけれども、6年に変更となったことから、元金で55万6,000円の増額、利子で2万1,000円の減額とするものであります。

続きまして、歳入の説明にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で93万1,000円を増額し、補正後の予算額を1億3,446万4,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、公債費分はさきにご説明を申し上げました歳出の公債費補正に合わせて53万5,000円を増額するものであります。一般病床分12万円、救急病床分19万1,000円、その他運営補てん分8万5,000円の増額につきましては、診療所会計の収支の均等を保つよう、それぞれの額を調整して補正とさせていただいております。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第84号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第85号

○議 長 日程第16、議案第85号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第85号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,986万9,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で8万3,000円を追加し、補正後の予算額を48万6,000円とするものであります。説明欄(1)、円滑運営事業費補助金は、後期高齢者システム改修に伴い、北海道自治体情報システム協議会負担金を追加するものであります。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、43万1,000円を追加し、補正後の予算額を5,840万2,000円とするものであります。説明欄(1)、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増、基盤安定負担金の減、事務費負担金の減、前年度繰越金の増により、一般被保険者医療給付費分を追加するものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款1項1後期高齢者医療保険料は、190万7,000円を追加し、補正後の予算額を4,577万5,000円とするものであります。

目1特別徴収保険料は実績により80万2,000円の追加、目2普通徴収保険料も実績により110万5,000円の追加をするものであります。

款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、後期高齢者システム改修による円滑運営事業費補助金1万6,000円を新たに追加し、補正後の額を1万6,000円とするものであります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、146万円を減額し、補正後の予算額を1,377万3,000円とするものであります。節1保険基盤安定繰入金は、広域連合からの確定数値により96万4,000円の減。節2その他一般会計繰入金は、令和元年度広域連合事務

費負担金の精算確定による減額とシステム改修による事務費の増額でありまして、合わせて49万6,000円を減額するものであります。

続いて、6ページにまいりまして、款4項1目1繰越金は、前年度繰越金の確定により5万1,000円を追加し、補正後の予算額を5万2,000円とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第85号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第86号

○議 長 日程第17、議案第86号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第86号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,868万9,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費で77万8,000円を追加し、補正後の予算額を489万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、介護保険システム改修に伴い、北海道自治体情報システム協議会負担金56万1,000円を追加するものであります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費、説明欄(1)、認定調査等経費は、主治医意見

書依頼件数の増により、取扱手数料21万7,000円を追加するものであります。

款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費、説明欄(1)、介護サービス等諸費は、8ページになりますけれども、給付見込額の減により570万円を減額するものであります。

項2目1介護予防サービス等諸費、説明欄(1)、介護予防サービス等事業は、給付見込額の増により570万円を追加するものであります。

款3地域支援事業費は、9,000円を追加し、補正後の予算額を5,512万6,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、財源の振替を行っております。

目2一般介護予防事業費、説明欄(1)、一般介護予防事業は、利用者の増加により5万2,000円を追加するものであります。

項2包括的支援事業・任意事業費、9ページにまいりまして、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、職員期末手当の率改正に伴い4万3,000円を減額するものであります。なお、説明欄(2)、職員等人件費の詳細につきましては、10ページにあります給与費明細書をご参照いただきたいというふうに思います。

目4在宅医療・介護連携推進事業費、目6認知症総合支援事業費は、財源の振替を行っております。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。

款1項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、賦課状況により286万6,000円を追加し、補正後の予算額を6,600万1,000円とするものであります。

款3国庫支出金は、91万6,000円を追加し、補正後の予算額を9,580万4,000円とするものであります。

項2国庫補助金、目4保険者機能強化推進交付金は、交付金の増額により7万8,000円を追加するものであります。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防軽減、悪化の防止に関する取組に対する交付金でありまして、新たに51万1,000円を追加するものであります。

目6介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減額に対する特例補助金でありまして、新たに4万7,000円を追加するものであります。

目7事業費補助金は、介護保険システム改修に伴う国2分の1の補助金で、新たに28万円を追加するものであります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、続いて6ページにまいりまして、目5その他一般会計繰入金は、事務費対象分の補正により49万8,000円を追加するものであります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、被保険者保険料増額などによる介護保険事業基金繰入金を349万3,000円減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 8ページ、款2保険給付費、目1介護予防サービス等諸費の説明欄(1)、介護予防サービス等事業570万円なのですけれども、この事業の人数が増えたと、介護予防に該当する人の人数が増えたと思うのですけれども、単純に介護予防の査定する段階でその基準値が下がったのか、それとも単純に体の状態が少し悪くなった人が増えたのか、その辺の補足説明をお願いいたします。

○議長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 介護予防サービス等事業費ということですが、これら全て予算に対する増減ということなのですけれども、それぞれ主に増えたものとしては利用者の増が主なところになっていまして、例えば1段目の居宅介護予防サービス給付費であれば、通所リハビリテーション給付費というのが5名で当初予算見ているのですけれども、見込みとして12名程度というようなことで、その分の増加になっております。また、大きなものでいけば、その科目の中では特定施設入所等生活介護事業費というようなことで1名のところが2名ですとか、単価の増減だとかもあるものですから、そういうようなもろもろの中での実績となっておりまして、そのほかの科目につきましてもそれぞれ予算から見ますと物によって人数が増えたり減ったりというようなことで組んでおります。ですので、総体的には人数的には若干、予防事業ということになりますので、そういう該当者というか、利用者の方が増えてくるということですので、長い目で見れば早めに関心を持っていろいろな活動をしているということではあるかなとは思っております。

以上です。

○議長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。介護予防の介護度という面で、今までのあなたは介護1、予防1に当たりますよとか、そういった基準が何か変わったのでしょうか、それとも何も変わらずに人数だけ増えたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 介護予防ですので、要支援1だとか2だとか、その介護度によってそれぞれ使えるサービスだとかが決まってくるのですけれども、特にその基準が変わっての変更というよりは、予防事業になりますので、より一層そういう予防事業に取り組む方がいらっしゃるということですので、特に大きく介護を受けなければいけない人が多く増えただとかというような大きなものではないと思うのですけれども、該当者というか、実際サービスを利用する、しないも含めてそれぞれその方に合った適切なサービスということになるものですから、そのものによっては単価の問題だったり人数だったりですけれども、どうしても当初の予定と乖離が出てくるものですから、その実態に合わせて今回補正させていただいたということになっております。

○議長 ほかには質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第86号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第87号

- 議 長 日程第18、議案第87号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第87号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きください。収益的支出であります。第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費は、期末手当の減が主なものであります。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還金確定に伴う利息の減であります。

続きまして、2ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。収入では、第1款簡易水道事業資本的収入、第1項補助金、第1目一般会計補助金は、一般会計繰り出し分であります。

第2目国庫補助金、節、国庫交付金で68万4,000円を追加しております。これは、(仮称)新コムニ団地宅地造成配水管布設の調査分が交付金の対象となったことから、計上しております。

第3項企業債で、簡易水道事業債で590万円を追加、過疎対策事業債で350万円の減額をしております。これは、過疎対策事業債確定に伴う財源の振り分けや追加分の計上をしているところであります。

次に、支出ですが、第1款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設

費、節、負担金で292万2,000円を追加しております。これは、直営営農用水事業の管路調査追加分であります。

第2項企業債償還金は、額の確定によるものであります。

3ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしく申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第87号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第88号

○議 長 日程第19、議案第88号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第88号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。収入では、第1款下水道等事業収益、第2項営業外収益、第1目一般会計補助金は、一般会計繰り出し分であります。

次に、支出では、第1款下水道等事業費用、第1項営業費用、第3目総係費は、期末手当の減が主なものであります。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還金確定に伴う利息の減というふうになっております。

続いて、2ページにまいります。資本的収入及び支出であります。収入では、第1款下水道事業等資本的収入、第1項企業債は、公共、個別排水合わせ、下水道事業債で1,080万円を追加し、過疎対策事業債で1,280万円の減額をしております。これは、過疎対策事業債確定に伴う財源の振り分けをしていることによるものであります。

第4項補助金、第1目国庫補助金、節、国庫交付金で200万円を追加しております。これは、(仮称)新コムニ団地造成下水道管渠施設の調査分が交付金の対象となったことから、計上しているところであります。

次に、支出では、第1款下水道事業等資本的支出、第2項企業債償還金は、額の確定によるものであります。

なお、3ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第88号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月11日から12月14日までの4日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から14日までの4日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時36分散会)